

# 原子力損害に係る 農林水産業等をめぐる主な情勢

(全ての損害を網羅したものではない。)

- 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり
- 2 農林水産業等における損害の時間的広がり
- 3 作付制限
- 4 作付自粛等
- 5 福島における葉たばこ等の作付休止
- 6 放牧や飼料作物の利用自粛要請
- 7 茨城県・千葉県における漁業操業の自粛・調整
- 8 証明程度の緩和・合理的な算定方法
- 9 輸入制限
- 10 食品産業等

別添 農林水畜産物の価格、出荷額の推移  
農林水産業等をめぐるJCO事故と今回の事故との比較

平成 2 3 年 5 月

農林水産省

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（総論①）

原発事故による農林水産業等の被害は、出荷制限等地域、出荷制限等品目のみならず、**その他**の**地域・品目**でも発生している。

出荷制限等に伴う 実損と考えられる もの	<ul style="list-style-type: none"><li>① 福島県の農林畜水産物等</li><li>② 出荷制限指示等がなされた県の野菜類等（茶、果実、きのこ、山菜類等を含む）・畜産物・水産物</li><li>③ ②におけるその他の農林畜水産物等</li><li>④ 出荷制限等県の周辺都県（例えば、原子力災害対策本部が検査計画の対象とした都県、飼料の暫定許容値を超えたことのある県）の野菜類等・畜産物・水産物</li><li>⑤ ④の都県におけるその他の農林畜水産物等</li><li>⑥ 輸出向けの農林畜水産物等（各地域）</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>⑦ その他</li></ul>

※ ①～⑥について、それぞれ関連する営業を含む。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（総論②）

## 出荷制限指示等のあった県及び周辺都県における損害について(留意点1)

- 今回の事故は、JCO事故と比べて、広範・大量に放射性物質が放出されている点だけをとっても、極めて深刻な事態。さらに、放射性物質が広範囲に大量に降下する状況が長期間続いており、**国民の健康保護の観点から、出荷制限指示等が初めて行われた**。また、出荷制限指示等が行われていなくとも、放射性物質は検出されている。
- 原発事故が発生した福島県はもとより、出荷制限指示等が行われた県においても、暫定規制値を超える放射性物質が現に農林畜水産物から検出(**出荷制限指示等が行われていない品目にも放射性物質が付着**)。また、度重なる高濃度汚染水の海への放水等により、コウナゴから暫定規制値を超える放射性物質を検出したのみならず、他の水産物からも放射性物質を検出(茨城県等において、**コウナゴ以外の魚介類も放射性物質に汚染される可能性があるとして出漁自粛**)。
- 農林畜水産物は、**同一土壌・水域で空気・水に触れながら生産・収穫されるもの**。なお、牧草の暫定許容値を超えている事例等も確認・公表されている。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（総論③）

出荷制限指示等のあった県及び周辺都県における損害について(留意点2)

- 食品はもちろん、たばこも口に入れるものであり、花などは洗浄できず、かつ身近にあるものであり、木材は地域性が重視され、かつ住宅資材等として身近に接するもの。食用・非食用を問わず、農林水畜産物の安全性に対する消費者の関心は極めて高い。なお、原賠法第2条第2項の「毒性的作用」は、「摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすもの」をいう。
- なお、農林畜水産物は都道府県単位での表示が原則であり、これは本件事故以前から行われている流通実態を踏まえた予見可能な制度。現に、実態としてもその多くが都道府県単位で表示されている。
- JCO事故の時は、「茨城県」との名や住所がつくことによって被害が生じうるとの考え方も踏まえ、「茨城県」全域が、最終報告書における損害の対象となっている。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（各論①）

## ① 福島県で収穫される農林畜水産物

今回の事故は、福島県で発生しており、**福島県で収穫される農林畜水産物について、福島県産**ということで**損害が生じている。**

## ② 出荷制限指示等がされた県（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の野菜類等・畜産物・水産物

出荷制限指示等のあった県の野菜類等・畜産物・水産物について、**出荷制限指示等があった県産であることから、損害が生じている。**

## ③ 出荷制限指示等がされた県におけるその他の農林畜水産物

出荷制限指示等のあった県の上記②の品目以外の農林畜水産物についても、**出荷制限指示等があった県産であることから、損害が生じている。**

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（各論②）

## ④ 出荷制限等県の周辺都県の野菜類等・畜産物・水産物

出荷制限指示等のあった県の周辺都県（原子力災害対策本部が食品に係る検査計画の対象とした都県、牧草等のモニタリングを実施した県等）においても、**暫定規制値は下回るものの、通常検出される程度を上回る放射性物質が検出された。**

## ⑤ 出荷制限等県の周辺都県におけるその他の農林畜水産物

**JCO事故の際には、広範に放射性物質が放出されていない状況であっても、茨城県内全域かつ農産物全般**について損害を認めた。今回は、例えば周辺都県においても、粗飼料等で放射性物質が検出されているほか、**原発事故による放射性物質が検出され原子力災害対策本部において検査計画の対象とされている都県等**において放射性物質が検出されている。

## ⑥ 輸出に当たり、相手国から規制を受けた農林畜水産物

原発事故を理由に実施されている各国の**輸入規制・取引拒否**は、出荷制限等県のみならず日本全国の産品に広がっている。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（事例）

## 返品、取引拒否の事例（聞き取り等）

- 卸売業者は正当な理由がないかぎり、出荷者からの販売委託の申込を拒否できないため、市場からの引き取り拒否はほとんどないものの、**価格は低下**。
- 一方、一部の量販店や契約先からは、**既に出荷された農林水産物の返品や契約取り消しなどが発生**。

### 【農産物】

- 3月18日、19日販売分に遡って、**茨城県産の野菜全てが量販店から仲卸に返品**された（東京市場ほか）
- **福島、茨城、栃木、群馬県産の入荷は全てストップ**。茨城県産は返品により市場に山積み（山形市場）
- **茨城県産の取扱をやめてくれ**という量販店あり（横浜市場）
- **加工用かぶについて取引中止**の事例（宮城県）
- こどもの日に向けての**茨城県産葉菖蒲のキャンセル**が量販店から相次ぐ（東京、関西市場ほか）
- 野菜全般であるが、特に**葉茎菜類の売り上げが著しく減少**（茨城県直売所ほか）
- **出荷制限前に販売された葉茎菜類が返品**（群馬県直売所）

### 【林産物】

- **家の施主**から、木材製品の放射線物質による汚染について安全性を疑われ、**注文が取り消される**事例が発生。
- 製品を積載したトラックが**屋内退避区域を**経由して運搬した際、県外の納入先で**受取拒否**を受けた。

### 【輸出品】

- **EU**に大根などの野菜を航空便で輸出していたが、取引先から「**日本産品は売れない**」として取引を拒否された事例あり。その他、**EU市場**では、**コーヒー・マグロ・ノリ**などの需要が韓国産にシフトしている。
- **香港**へ輸出しようとした野菜から、香港の**基準を上回る**放射能が検出され、輸入が停止された事例あり。
- **米国**向けに**豆腐**を発送したが、税関での検査に日数がかかり、商品を廃棄せざるをえなくなった。また、賞味期限（一ヶ月間）内に輸入許可が出た商品も、小売店で販売できず、レストランに格安で販売した事例あり。
- タイのカツオ・マグロ缶詰生産の最大手グループが日本大手商社に対し、政府の原産地証明、放射能検査証明に拘らず、**太平洋北西区**で漁獲されたカツオ・マグロ類は**買わない**旨通告。

### 【畜産物・乳製品】

- **福島県産**であることを理由に、飲食店から**牛ロース2百万円相当**が返品され、やむを得ず凍結保管中。現在、**凍結による品質低下分**（販売価格の5割減）と**保管経費**が嵩んでいる状況。
- **福島県及び茨城県内の工場**で生産された牛乳等について、**取引中止**の事例あり。
- **九州や北海道**で製造され、外国へ**輸出**されたLL牛乳について、現地における**受取拒否**の事例あり。

### 【水産物】

- 千葉県産マイワシの**価格が大幅に下落**。
- **養殖飼料**としての千葉県産セグロイワシの**買い控え**。
- 量販店による千葉県産原料魚の**加工品の取扱拒否**の事例。
- 福島県産加工品の**販売が問屋・量販店において一時大きく減少**。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（一覧①）

- 福島県をはじめ、野菜等が出荷制限となった県においては、出荷制限となっていない葉茎菜類のみならず、果菜類や根菜類にも価格及び出荷額の下落が見られたほか、取引中止等も発生。
- 埼玉県でも同様に価格及び出荷額の下落が見られたほか、近隣県でも価格の下落が見られた。

	野菜					
	葉茎菜類		果菜類		根菜類	
	定性的情報	定量的情報 上段：市場価格(P) 下段：出荷額(P×Q)	定性的情報	定量的情報 上段：市場価格(P) 下段：出荷額(P×Q)	定性的情報	定量的情報 上段：市場価格(P) 下段：出荷額(P×Q)
福島県	・地方市場において一時入荷が全てストップ	(ねぎ) △59%  △98%	・地方市場において一時入荷が全てストップ	(きゅうり) △82%  △87%	・地方市場において一時入荷が全てストップ	—  (前年3月下旬の出荷実績なし)
茨城県・栃木県・群馬県・千葉県	・地方市場において一時入荷が全てストップ(各県) ・品目に関わらず量販店から仲卸に返品(茨城県) ・有機野菜について、品目に関わらず取引中止(栃木県) ・ねぎの契約数量の減少、量販店からキャベツ、ねぎの返品(千葉県)	(茨城県・ねぎ) △45%  △38%  (千葉県・ねぎ) △30%  △19%	・地方市場において一時入荷が全てストップ(各県) ・品目に関わらず量販店から仲卸に返品(茨城県) 有機野菜について、品目に関わらず取引中止(栃木県) ・加工用なすについて、取引中止(群馬県) ・きゅうりの契約数量の減少 量販店からきゅうりの返品(千葉県)	(群馬県・きゅうり) △50%  △45%  (千葉県・きゅうり) △59%  △63%	・地方市場において一時入荷が全てストップ(各県) ・品目に関わらず量販店から仲卸に返品(茨城県) ・有機野菜について、品目に関わらず取引中止(栃木県)	(茨城県・だいこん) △56%  △16%  (千葉県・だいこん) △39%  △47%
埼玉県	・量販店から、関東産野菜全般について取引中止 ・食堂への納入業者から、関東産野菜全般について取引中止 ・量販店から、ほうれんそうについて市場に返品	(ねぎ) △22%  △43%	・量販店から、関東産野菜全般について取引中止 ・食堂への納入業者から、関東産野菜全般について取引中止	(きゅうり) △45%  △41%	・量販店から、関東産野菜全般について取引中止 ・食堂への納入業者から、関東産野菜全般について取引中止	(だいこん) △69%  △34%
その他近隣県	安全証明のない葉物について取引中止(宮城県)	(宮城県・ねぎ) △34%  △76%	—	(宮城県・きゅうり) △40%  △94%	・加工用かぶについて取引中止の事例(宮城県)	(東京都・だいこん) +47%  +20%

※ 定性的情報については、現時点で聞き取った内容であり、全ての風評被害を網羅したものではない。

※ 定量的情報は東京都中央卸売市場における3月下旬の対前年同期比。(出典：農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報))

※ その他近隣県の定量的情報については、それぞれの野菜において、原子力災害対策本部が検査計画の対象とした都県のうち、出荷制限県及び埼玉県以外の県(山形、宮城、新潟、長野、東京)の中で当該野菜の当該期間における出荷額が最も大きい都県の情報を記載。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（一覧②）

○ 野菜のみならず、果物、畜産物、花き等、損害が生じている品目は多岐にわたる。

	果物		畜産物		花き	
	定性的情報	定量的情報 上段:市場価格(P) 下段:出荷額(P×Q)	定性的情報	定量的情報 上段:市場価格(P) 下段:出荷額(P×Q)	定性的情報	定量的情報 上段:市場価格(P) 下段:出荷額(P×Q)
福島県	・地方市場において一時入荷が全てストップ ・いちご観光農園の観光客が激減	—  (取引実績が僅少であり評価が困難)	・牛肉について飲食店から返品 ・牛乳について取引中止に至った事例あり	(福島県産和牛去勢(A4)) △16% —	福島県産であることを理由に ・大口需要者から花全体のキャンセル ・菊類の契約打ち切り要請 ・放射能分析の要請	(スプレーギク) △76% △80%
茨城県・栃木県・群馬県・千葉県	・地方市場において一時入荷が全てストップ(茨城、栃木、群馬) ・いちご観光農園のキャンセルが相次ぎ、営業中止(茨城県) ・いちご観光農園のキャンセル率90～95%(栃木県) ・いちご観光農園の観光客・出荷量ともに激減(千葉県)	(栃木県・いちご) △24% △14% (千葉県・いちご) △25% △5%	・牛乳、ヨーグルトについて取引中止に至った事例あり(茨城県)	(茨城県産和牛去勢(A4)) △10% —	・茨城県産であることを理由に量販店から葉菖蒲のキャンセル(茨城県) ・茨城県産であることを理由に大口需要者から花全体のキャンセル(茨城県) ・検査証明書添付の要請 小売店・量販店による露地栽培物に対するの買い控え(千葉県)	(栃木県・スプレーギク) △59% △73% (千葉県・ストック) △49% △42%
埼玉県	—	(いちご) △28% △31%	—	—	—	(チューリップ) △63% △69%
その他近隣県	—	—	・外国へ輸出された九州・北海道で生産されたロングライフ牛乳の現地での受取拒否	—	—	—

※ 定性的情報については、現時点で聞き取った内容であり、全ての風評被害を網羅したものではない。

※ 定量的情報は東京都中央卸売市場における3月下旬の対前年同期比。(出典:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報))

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（一覧③）

○ 林産物である生しいたけ、なめこでも価格が下落。

	生しいたけ		なめこ	
	定性的情報	定量的情報 上段:市場価格(P) 下段:出荷額(P×Q)	定性的情報	定量的情報 上段:市場価格(P) 下段:出荷額(P×Q)
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島県産」というだけで取引を拒否され、取引が行われたとしても、通常価格よりかなり安く買われている。</li> <li>・「福島県産」というだけで買い手がつかず返品。</li> </ul>	<p>△32%</p> <p>△95%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島県産」というだけで取引を拒否され、取引が行われたとしても、通常の価格より安く買われている。</li> <li>・「福島県産」というだけで買い手がつかず返品。</li> </ul>	<p>△35%</p> <p>△57%</p>
茨城県・栃木県・群馬県・千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外のスーパー等から「茨城県産」というだけで売れないとの理由で、取引停止や拒否反応があった。(茨城県)</li> <li>・出荷しているスーパーから取引停止(千葉県)</li> <li>・「栃木産」というだけで単価が3～5割減少(栃木県)</li> <li>・契約販売にもかかわらず取引単価が1/2に減少(群馬県)</li> </ul>	<p>(茨城県)</p> <p>△20%</p> <p>△64%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外のスーパー等から「茨城県産」というだけで、取引停止や拒否反応があった。(茨城県)</li> <li>・出荷しているスーパーから取引停止(千葉県)</li> <li>・「栃木県産」というだけで単価が3～5割減少(栃木県)</li> <li>・契約販売にもかかわらず取引単価が1/2に減少(群馬県)</li> </ul>	<p>(茨城県)</p> <p>△43%</p> <p>△58%</p>
埼玉県		<p>+14%</p> <p>△15%</p>		<p>△11%</p> <p>△90%</p>
その他近隣県		—		—

※ 定性的情報については、現時点で聞き取った内容であり、全ての風評被害を網羅したものではない。

※ 定量的情報は東京都中央卸売市場における3月下旬の対前年同期比。(出典:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報))

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（一覧④）

- 千葉県の主要漁港の主要魚種について、価格・出荷額ともに他地域に比べ大幅に下落している。  
（福島県及び茨城県については、操業自粛等により水揚げ量は激減。）

	水産物				
	定性的情報	定量的情報【過去3年平均からの変化率】 上段：市場価格(P) 下段：出荷額(P×Q)			
福島県	・福島県産加工品の販売が問屋・量販店において一時大きく減少	操業自粛により、ほとんど水揚げされていない。			
茨城県	・茨城水産加工品の取引がキャンセル	操業自粛等により、水揚げ量は激減。			
千葉県	・養殖飼料としての千葉県産セグロイワシ(カタクチイワシ)の買い控え ・量販店による千葉県産原料魚の加工品の取扱拒否 ・千葉県産について小売からキャンセル ・全国チェーンのスーパーが千葉県産は売れないので西日本産へ切り替え要望	(かたくちいわし・銚子) △15% △32%	(さば・銚子) △11% △96%	(カツオ・勝浦) △18% △58%	(マダイ・大原) △40% △80%
他地域		(かたくちいわし・境港) +3% +50%	(さば・松浦) +16% +1%	(カツオ・御前崎) △10% +4%	(マダイ・長崎) +26% +30%

※ 定性的情報については、4月末時点で聞き取った内容であり、全ての風評被害を網羅したものではない。

※ 定量的情報は、本年4月の平均価格及び出荷額を過去3年平均と比較した数値((社)漁業情報サービスセンター提供の産地市場データにより算出)。

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（お茶の出荷自粛）

- 神奈川県、茨城県及び栃木県の検査において、お茶の生葉から暫定規制値以上の放射性物質が検出された。このことを踏まえ、各県は、**該当市町村に対してお茶の出荷自粛を要請**（神奈川県：5/11、茨城県：5/16、栃木県：5/19）。
- お茶については、**永年性作物**である。また、**一番茶（4月～5月）がお茶の粗生産額の7割を占める**。

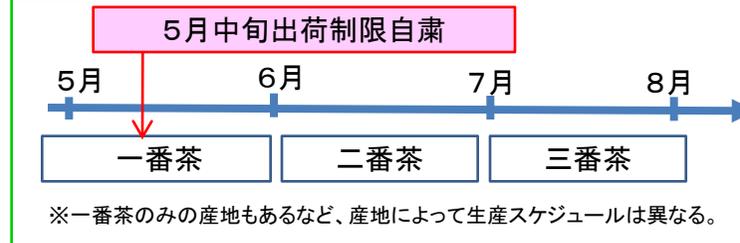
暫定規制値(500Bq/kg)を上回る生葉が検出された市町村



## 出荷自粛に伴う影響

今般の出荷自粛は一番茶開始の時期に実施されたが、茶農家において、**一番茶は年間収入の約7割**を占めている。  
（神奈川県では5月6日に一番茶の摘採を開始したが、5月11日に県が出荷自粛要請を指示したことにより、本年産の一番茶の生産・販売が停止している。）

## お茶の生産スケジュール



## お茶の粗生産額

年間粗生産額	1,115億円
一番茶	862億円(約7割)
二番茶	184億円(約2割)
その他	68億円(約1割)

※平成21年産推計

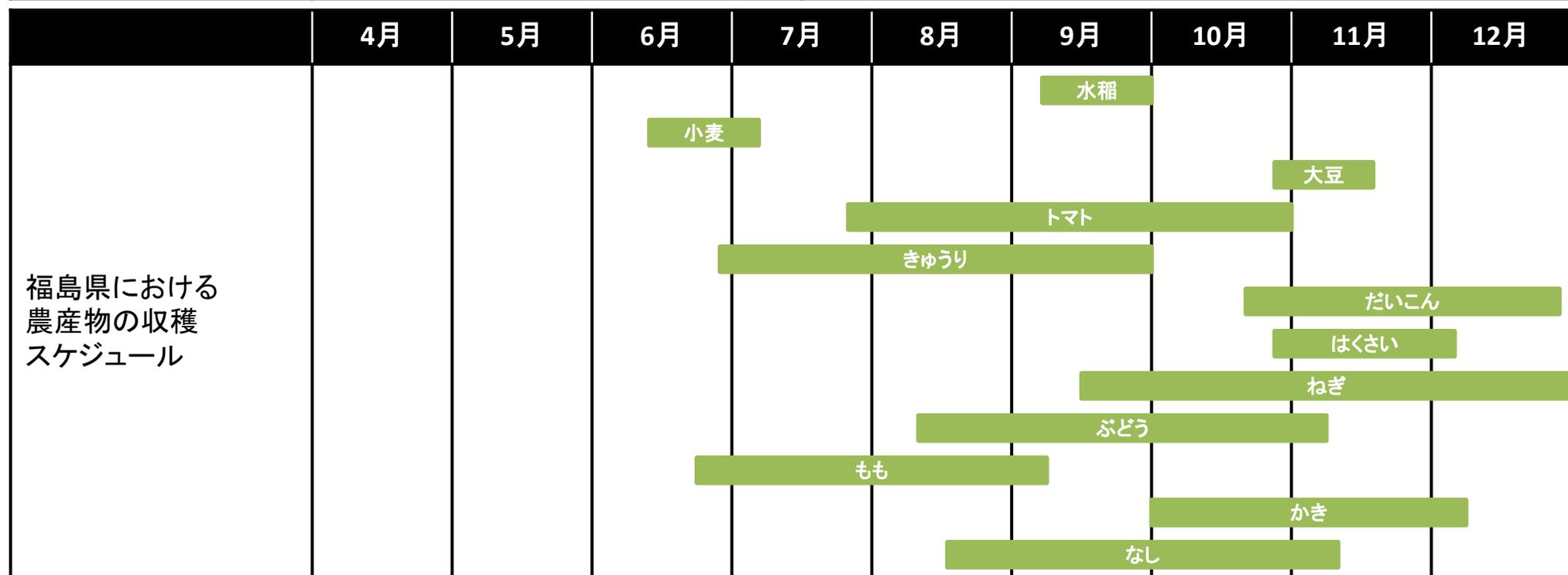
## お茶の特性【永年性作物】

お茶は、**一年に数回にわたり収穫を行うことに加え、永年性作物であることから、同一の茶樹から30年以上にわたり収穫を行うといった特色がある。**

# 1 農林水産業等における損害の地理的・品目的広がり（農産物の栽培スケジュールの例）

- ・ 今後の福島県における農産物の収穫スケジュールは、以下のとおり。
- ・ 東京電力の福島第一原発事故に係る取組ロードマップによると、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられるのは早くても10月であるとされている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東京電力当面の取組ロードマップ	ステップ1 (3ヶ月程度)			ステップ2 (ステップ1終了後3~6ヶ月程度)					
	放射線量が着実に減少傾向となっている			放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている					



## 2 農林水産業等における損害の時間的広がり

- 現時点において、原発事故が終息しておらず、原子力緊急事態宣言が出されており、放射性物質の流出が続いている。
- 農林水産物の生産・保存の特性から、作期を逃すと生産できないこと(仮に生産したとしても収穫時点で品質劣化や収量低下等の影響が出ることを見通して、作付けを取りやめる場合を含む)、生産・販売の時期調整が困難。
- 例えば、米のように野菜等と違い生産時期と販売時期が大きく異なる場合がある品目については、収穫後一定期間を経て販売を行う時点において原発事故の影響を受けて価格が下落する場合もありうる。
- このほか、事故が長期化する中で、精神的な事例、すなわち、避難等による正常な日常生活の著しい阻害に関連して、暮らしと一体となっている農林水産業という生業を営むことができなくなることを余儀なくされている事例が報告されている。

### <出荷制限に伴う廃棄物の処理>

参考:放射性物質が検出された野菜の廃棄方法(平成23年3月25日 農林水産省(5月6日更新))

※原子力安全委員会の助言を得て、関係者へ連絡

### 【野菜】

出荷制限に伴い保管している野菜は、すき込みはせずに1箇所に集めて保管し、処分は行わない(福島県浜通り及び中通り地域)。

### 【原乳】

自己所有地に集中的に埋設する。

### 3 作付制限①

- 4月28日に示された東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する**第一次指針**(以下「第一次指針」)において、「緊急時避難準備区域」等における営業損害の考え方が示され、事業の全部又は一部を営んでいたものが、**避難等の指示があったことにより**、営業が不能になる等、**支障**が生じたため、現実に減収のあった営業等については、その**減収分が損害と認められた**ところ。
- 一方で、4月22日、稲の作付制限について、**原子力災害対策本部長(総理)**から福島県知事に対し指示が行われ、「**避難区域**」、「**計画的避難区域**」及び「**緊急時避難準備区域**」が**作付制限の対象地域**とされたところ。
- なお、稲の作付制限の対象区域の外ではあるものの、
  - 旧屋内退避区域のうち緊急時避難準備区域外となった区域(いわき市の一部)については、**屋内退避により営農準備ができず稲等の作付が不可能**となっているほか、
  - **地方自治体(南相馬市)の指示**により**作付制限の区域外**も含め全市において**作付自粛**を行っている場合がある。

## 3 作付制限②

### 稲の作付制限に関する指示（抜粋）

平成23年4月22日付け原子力災害対策本部長（総理）指示

貴県（福島県）のうち、平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）並びに平成23年4月22日付けで設定した計画的避難区域及び緊急時避難準備区域においては、平成23年産の稲の作付けを控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

### 「第一次指針」（抜粋）

第3 政府による避難等の指示に係る損害について

[対象区域]

政府による避難等の指示があった区域は、以下のとおりである。

- (1) 避難区域
- (2) 屋内退避区域
- (3) 計画的避難区域
- (4) 緊急時避難準備区域

※(1)～(4)内容略

[損害項目]

5 営業損害

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、政府による避難等の指示があったことにより、営業が不能になる等、同事業に支障が生じたため、現実に減収のあった営業、取引等については、その減収分が損害と認められる。

II) (略)

## 4 作付自粛等

- 国の作付制限により直接影響を被る場合のほか、
  - 1) 国の指導により、出荷制限が行われた野菜についてすき込み等の処分が禁止されたため、適期を逃し作付が困難となった場合
  - 2) 国による計画的避難区域や緊急時避難準備区域等の設定により、同区域内の一部の農業者が避難したことから、土地の利用調整や集団的作業が行えず、作付が困難となった場合
  - 3) 県の作付自粛指導により、葉たばこの作付が困難となった場合等、事実上作付が困難となる場合がある。

### すき込み等の禁止による作付自粛等

- 政府等の出荷制限については、作付まで制限するものではないが、国の指導により出荷制限がかけられた農産物についてすき込みが禁止され、一時期ほ場に放置するよう指示されていたこと等から、当該品目の作付自体を自粛せざるを得ない農業者が存在。
- 農作物の栽培には季節的な制約があり、作付するかどうかの判断は一定の時期に行う必要があり、これを逸した場合作付困難となる。

### 緊急時避難準備区域等における作付自粛

- 国が設定した緊急時避難準備区域は、農産物の作付まで制限されているものではないが、いつ避難指示が出てもおかしくない区域であるとともに区域外への自主避難が求められている状況。
- このため、同区域内の一部の農業者が自主避難を行うことにより、地域内での土地の利用調整や集団的作業を行うことができなくなり、作付を自粛せざるを得なくなる農業者が存在。

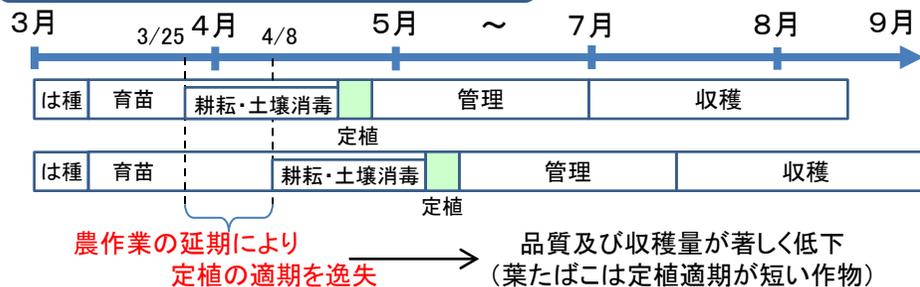
# 5 福島における葉たばこ等の作付休止

- **福島県全域**で一部の野菜の出荷制限等が3月21日に政府により指示されていた中で、3月25日、福島県は、放射性物質の飛散状況が不明であり、土壌分析などにより農用地の汚染状況を把握するまでの間、耕耘等の農作業が土壌表面に存在する放射性物質の再拡散を招きかねないことから、全ての農作物において耕耘を見合わせるよう指導。これを受け、**福島県たばこ耕作組合**は、3月下旬から予定していた耕耘作業を停止。
- 葉たばこ生産者は、4月20日頃の定植に向け、3月3日から播種作業を実施(育苗期間は45~50日)。耕作組合は、県による耕耘見合わせの指導を受け、定植を適期晩限まで遅らせ、県の指導で農作業の再開が許されるのを待つよう生産者に周知していたところ。
- こうした中、耕作組合は、4月8日、**福島県に農作業の可否を確認の上**、この時点で耕耘・土壌消毒等を再開しても定植適期の晩限をすでに経過することとなり、葉たばこの商品特性上、収穫物の品質及び収量の著しい低下が明らかであることから、**本年の県内における葉たばこ生産を行わないことを決定**。
- また、**加工用トマト**についても、**作付が休止**されている。

## 葉たばこの作付休止に係る経緯

- 3月 3日 種まき開始
- 3月11日 東日本大震災発生(ハウス内の育苗作業等を継続)
- 3月25日 **福島県が農業技術指針において農作業の見合わせを指示したことにより、3月下旬から行うべきほ場の作業が延期**
- 4月 8日 たばこ耕作組合役員会において、育苗期間が2週間長くなることにより、苗の品質が劣化し、収穫物の品質及び収量の著しい低下が余儀なくされることから、23年の県内における作付の休止を決定  
(国が稲以外の作物の作付を制限しない旨明示したのは4月22日)

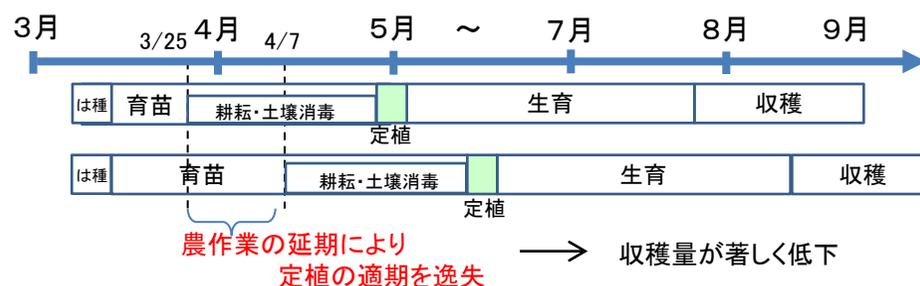
### 葉たばこの生産スケジュール



## 加工用トマトの作付休止に係る経緯

- 3月11日 東日本大震災発生(育苗作業の大半は県外で実施)
- 3月25日 **福島県が農業技術指針において農作業の見合わせを指示したことにより、3月下旬から行うべきほ場の作業が延期**
- 4月 7日 飲料メーカーが、JA全農福島に対し、生育期間が2週間遅れ、収穫時期の気温が下がるとともに、9月の長雨の影響により、収量の著しい低下が余儀なくされることから、23年の県内における契約栽培の休止を申し入れ

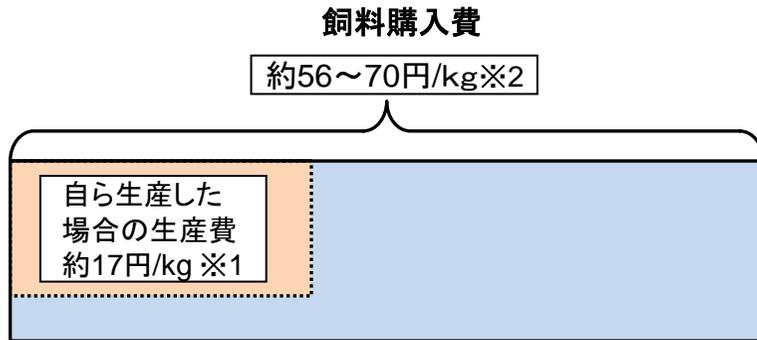
### 加工用トマトの生産スケジュール



# 6 放牧や飼料作物の利用自粛要請

- 本年3月19日、農林水産省は、原発事故を踏まえ、**放牧や事故後に収穫した粗飼料の使用見合わせなど家畜の飼養管理上の留意事項を通知**。また、4月14日に**粗飼料中の放射性物質の目安(暫定許容値)**を設定。
- これを受け、**福島県及び周辺県**では、本年3月に畜産農家に**放牧・屋外飼育や粗飼料の利用自粛を要請**するとともに、4月下旬以降、粗飼料の汚染状況の調査を実施し、暫定許容値を超える汚染が確認された地域に対し、**引き続き粗飼料利用の自粛等を要請**。(5月19日現在、この調査により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び埼玉県で暫定許容値を超える粗飼料を確認。岩手県は、5月13日より自粛要請。)
- このため、自家利用する粗飼料の利用自粛等により、**代替飼料を購入する必要が生じるほか、放牧については、放牧場の預託料収入の逸失、畜産農家の飼養管理費の増大、出荷自粛等の損害が発生**。

## 飼料作物利用自粛に係る損害



○既に生産済みの飼料作物に係る損害 = 飼料購入費

○まだ生産コストを投入していない飼料作物に係る損害 = 飼料購入費 - 自ら生産した場合の生産費

※1 「H20年度畜産物生産費統計」イタリアンライグラスの都府県における生産費

※2 畜産振興課調べ(平成23年3月時点の輸入乾草農家購入価格)

## 粗飼料の利用自粛等と原子力事故との関係

○畜産農家及び牧場関係者は、原子力事故により「余儀なく」粗飼料の利用等の自粛を強いられており、粗飼料の検査、廃棄・処理費用の他、以下の費用が発生している。

### >代替飼料の購入

既に、飼料生産のために、資材費、労働力等を投入。畜産農家や飼料供給業者等は、粗飼料利用や作付けできない粗飼料に代替する割高な飼料を購入するための追加的経費が発生。

### >飼養管理経費等の増加

畜産農家は、放牧先の変更による家畜の移送費や自家飼養への変更による簡易畜舎の整備等の飼養管理コストが増大。

### >公共放牧場等の収入減

公共牧場等は牛の受入ができないことにより預託料収入を逸失。

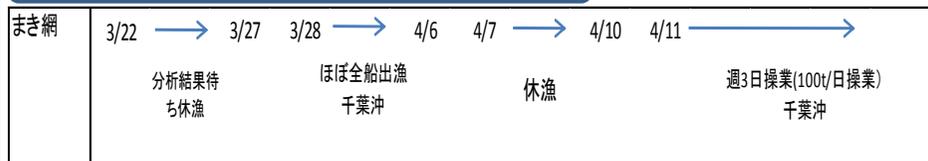
# 7 茨城県・千葉県における漁業操業の自粛・調整

- **茨城県**では、本年4月5日に県内のコウナゴから暫定規制値以上の放射性物質が検出されたことを受け、同日以降、**県によるコウナゴ漁業操業自粛要請に基づき操業を自粛**。同時に、**その他漁業種類においても操業を自粛**。また、市場の動向から操業調整を実施。外房側で操業されている**千葉県のまき網漁業等**においても、**同様の経緯で操業を自粛・調整**。
- この操業自粛は、茨城県・千葉県沖の魚介類の**漁場**が、暫定規制値以上の放射性物質が検出された**海域の内外にまたがる形で形成**されていることや、**海流による水の移動や魚介類の移動**を勘案したもの。また、漁業の場合、漁獲のためには燃油等の多額のコストをかけることが必要であり、市場価格低下のおそれがある中で損失額をできる限り少なくするため、**操業自粛という選択**をしたところ。
- なお、両県においては、**4月5日以前も**、「放射能の影響について確認をしてから操業してはどうか」という**水産庁からの助言(3月21日)**等も踏まえ、食の安全の確保等の観点から、**モニタリングの結果が出るまでの間、各漁業種類において操業を自粛するよう県が要請**。

## 茨城県における操業自粛（まき網漁業の例）

3月22日～27日 モニタリング結果が出るまで操業を自粛  
 3月28日～ 茨城県沖を避け、千葉県沖で操業  
 4月 5日 茨城県沖のコウナゴから暫定規制値以上の放射性物質が検出  
 4月 7日～10日 休漁を実施  
 4月11日～ 茨城県沖を避け、千葉県沖で週3日操業

茨城県まき網漁業における操業状況



## 千葉県における操業自粛（まき網漁業の例）

3月22日～24日 モニタリング結果が出るまで操業を自粛  
 3月25日～4月5日 操業  
 4月 5日 茨城県沖のコウナゴから暫定規制値以上の放射性物質が検出  
 4月 6日～9日 休漁を実施  
 4月11日～ 週3日操業

千葉県まき網漁業における操業状況



## 8 証明程度の緩和・合理的な算定方法

- 警戒区域等から避難している農林漁業者については、書類により損害額を立証することは困難。また、その他の農林漁業者についても、品目毎の被害額を決算書、確定申告書等の公的な書類のみで証明することは困難。
- また、農林漁業者が準備できる可能性のあるものとして、作業日誌、過去の生産量の記録、出荷台帳、領収書、取引先別の販売計画書と出荷明細等が考えられるが、これらの書類についても必ずしも作成・保存が義務付けられているわけではない。
- 着のみ着のままで避難区域を飛び出した被害者や、こうした事故が起こることを予見していない多くの一般・高齢・零細な農林漁業者が被害者となっている。
- 「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)においては、以下を定めている。

### 第1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する旧社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、国(厚生労働省)側に記録がなく、直接的な証拠(領収書等)も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

### 第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うにあたっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

## 9 輸入制限①

輸出される食品・農林水産物については、以下の損害が発生。

### 1 輸出先各国政府（38カ国・地域：5月18日現在）による輸入制限により、廃棄・返品が発生。

- (1) 輸入先国の政府の措置の根拠となる放射性物質の基準値  
輸入禁止等の根拠に用いられる放射性物質の基準値については、別紙のとおり、主要輸出先では、**国際基準 (Codex) に整合し、又は我が国の暫定規制値に準拠**している。
- (2) 輸入規制の対象となる食品・農林水産物と日本国内の措置との関係  
食品以外の品目では、日本全国の貨物を対象とした輸入通関時の放射線検査実施にとどまる※のに対し、**食品に**対しては、通関時検査だけでなく、出荷制限地域・周辺地域からの食品に対する**輸入停止、放射性物質の検査証明要求**まで行われている。これらの措置は、**出荷制限など日本国内の措置に基本的に連動**して実施されている。  
※ 日本からの輸入品について、コンテナ全体や、自動車、化粧品等のサンプルで放射線検査などを実施。
- (3) 輸入停止となった食品の中には、規制の導入前に輸出され、**現地で廃棄・返送**となったものもあり、商品そのものやその廃棄・処分に要する費用も発生。

### 2 放射性物質に関する検査、証明書提示に係る新たなコスト負担が発生。

- (1) 出荷制限地域等の食品についての放射性物質の検査要求  
**輸向向けに行われる検査の費用**が発生。
- (2) 賠償の対象となることを明示する緊急性  
**検査費用が高額**（1品目2～3万円程度。品目ごとに要求されるため、小口輸出は不利。）等の理由で**輸出をあきらめる事例**が見られる。

### 3 その他

- (1) 輸出先国に特化した表示・仕様の食品（輸出先国のPB商品など転売可能性がないものがある）などは、**転売できないまま賞味期限**を迎え、商品を廃棄せざるを得なくなり、**損害が発生**。
- (2) **国内の風評被害と同様に、販売価格の下落による減収**が予測されるほか、輸入停止、海外の取引先からの取引拒否に伴い、**輸出が途絶えたことによる、機会の損失**。

## 9 輸入制限②（前頁参考）

### 前頁1(1) 放射線核種に係る各国の基準値とCodexの国際基準、国内暫定規制値の関係

	放射性ヨウ素131		放射性セシウム134、137	
	牛乳	野菜類	牛乳	野菜類
日本の暫定規制値	300	2000	200	500
EU(6)	300	2000	200	500
Codex	100	100	1000	1000
香港(1)、ベトナム(8)、シンガポール(9)、マレーシア(14)等	100	100	1000	1000
米国(2)	170	170	1200	1200
台湾(3)	55	300	370	370
中国(4)	33	160	330	210
韓国(5)	150	300	370	370

※ 括弧内の数字は、平成22年度の日本からの農林水産物の輸出先の順位。

### 前頁1(2) 日本からの輸出食品に対する諸外国・地域の規制措置と国内措置との関係

	対象県	品目	規制内容
我が国の出荷制限等の対象となった都道府県(最大範囲)	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(旭市、香取市、多古町)	ほうれん草、かきな、原乳等	出荷制限等の指示
EU	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
	上記12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明を要求
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	果物、野菜、牛乳等	輸入停止
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
米国	福島、栃木	ほうれん草、かきな、原乳等(栃木はほうれん草のみ)	輸入停止
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉	牛乳・乳製品、果物、野菜等とその加工品	放射性物質の検査証明書を要求(米国内の機関も可)
中国	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京	全ての食品、飼料	輸入停止
	上記12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明を要求

### 前頁1(2) 全国を対象とした鉱工業品分野の放射線検査

アメリカ、EU、中国、香港など13か国・地域において実施。日本全国からの船舶、輸入品に対する検査を実施。コンテナ検査のほか、ドイツ、香港などでは自動車、薬、化粧品等に対するサンプル検査を実施。(経産省HPより)

# 10 食品産業等①（食品産業の特徴）

- 食品は直接、口にするものであるため、消費者の安全に対する意識が高い。そのため、一度事故等が発生すると食品産業の事業者は甚大な損害を被りやすい。
- 食品の安全の確保の観点から、法令や商慣行によって、衛生状態・表示の厳格な管理や検査の実施等が食品産業の事業者に要求されている。要求された基準に合致しない場合において、営業停止や廃業といった事態に至る可能性がある。
- コールドチェーン等の物流網の発達によって、生鮮品であっても、広域で食品が流通している。そのため、食品事故等の影響は広域に及ぶ傾向がある。

「食品」という商品に関する特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>• 食品は直接、口にするものであり、かつ、腐りやすいといった特徴がある。そのため、返品や操業停止といった事態を招きやすい。</li><li>• 同様に、国民の食の安全を守るため、工業製品等にはない賞味期限や消費期限が設定されている。そのため、（保存用の食品を除いて）在庫として取り置くことが難しく、販売機会を失った商品は廃棄等の処分をすることになる。</li></ul>
商慣行に関する特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>• 食品は直接、口にするものであることから、消費者の安全に対する意識・関心が高い。また、法令等によって衛生管理や表示等が求められている。そのため、食品に関連する事業者等にとって、食品の安全の確保は必要不可欠となっており、検査等の実施により食品の安全確保に努めることは事業者にとって非常に重要。要求された基準に合致しない場合において、営業停止や廃業といった事態に至る可能性がある。</li><li>• 業界の標準となっている「1/3ルール」(※)によって、納入期限が定められており、納入期限に遅れた場合、納品拒否やペナルティなどが生じることがある。追加的な検査等を実施したことにより納入期限を過ぎた場合、納品できなくなった食品については廃棄等の処分をすることになる。</li></ul>
物流に関する特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>• コールドチェーン等の物流網が発達しているため、遠隔地へも生鮮品が商品あるいは原材料として流通している。 (例. 茨城産の生鮮品を奈良県の製造業者が原材料として利用する、福島産の生鮮品が関西方面で商品としてそのまま流通するなど)</li></ul>

※「1/3ルール」とは、納入期限・販売期限を設定し、適切な販売期間と消費期間を確保することを目的とした商慣行であり、製造日から賞味期限までの期間の1/3の時点を「納入期限」、2/3の時点を「販売期限」としている。

# 10 食品産業等②（食品表示のルール）

- 消費者の食に関する強い関心と要請等も踏まえ、JAS法や食品衛生法により各種の食品表示を事業者に義務付けている。

## JAS法上の食品表示のルール

生鮮食品	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一般消費者に販売されているすべての生鮮食品は、名称と<b>原産地</b>を表示する。国産品は原則都道府県名（市町村名等も可能）を記載する。</li></ul>
加工食品	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一般消費者に販売されている加工食品のうち、パック、缶、袋などに包装されているものは、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、<b>製造者（名称、住所）</b>を表示する。</li><li>• 一部の加工食品（※）は<b>原料原産地名（主な原材料が国産品の場合は「国産」と表示。ただし、都道府県名等の記載も可能。）</b>も表示する。</li></ul>

※一部の加工食品は以下のもの。①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実、②塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実、③ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん、④異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの、⑤緑茶及び緑茶飲料、⑥もち、⑦いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類、⑧こんにゃく、⑨調味した食肉、⑩ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵、⑪表面をあぶった食肉、⑫フライ種として衣をつけた食肉、⑬合挽肉その他異種混合した食肉、⑭素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類、⑮塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類、⑯調味した魚介類及び海藻類、⑰ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類、⑱表面をあぶった魚介類、⑲フライ種として衣をつけた魚介類、⑳④又は⑬に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

# 10 食品産業等③（被害の種類）

- 避難指示や出荷制限が出された区域に限られず、広範囲において、**出荷制限等による原材料調達への影響、返品・キャンセルによる減収・廃棄費用の発生、原材料等の放射性物質に関する検査にかかる新たなコスト負担、各国の輸入規制による損害等**が発生。
- 原発問題が長期化・深刻化した場合、原材料等として利用している生鮮品の使用制限等も長期化するため、食品産業への影響（操業困難、追加的な費用負担等）も長期化するおそれ。

損害の種類	各類型に係る被害の様態
原材料関係に係る損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造業者や食品関連サービス業者が契約栽培や農業参入等、産地と直接契約している場合、出荷制限・自粛要請等は、農林水産物の生産者や流通業者のみならず、既に納入されていた農林水産物を使う食品製造業者や食品関連サービス業者にも影響が生じているほか、事業体制の見直し等の形で直接的な損害として影響。</li> <li>一部の地域において生鮮品等が出荷制限・自粛となったため、当該地域から原材料等を調達していた食品産業の事業者について、調達先の変更に伴う輸送費の増加等の追加的な費用が発生。</li> </ul>
返品やキャンセルによる減収・廃棄費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料となる生鮮品や水について、放射性物質が暫定規制値を超えたことを受けて、取引先や消費者から取引をキャンセルされ、売上が減少。また、在庫や返品された食品を廃棄処分するための費用等の追加的な費用が発生。</li> </ul>
新たな検査費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事故が発生したことを受けて、取引先や消費者からの原材料等の産地や食品の安全に関する問合せが増えている。こうした取引先や消費者の懸念を払拭するため、食品製造業者が原材料や食品に関する安全性検査を実施。そのため、機器購入費用・検査員の人件費等の追加的な費用が発生。</li> </ul>
輸入規制による損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事故が発生したことを受けて、放射性物質の含有増の可能性が高まったため、各国で食品中の放射性物質の基準値を設けて輸入規制を強化している。これに伴って取引先から要請された検査・証明書発行等のために追加的な費用が発生。</li> <li>輸出先によっては実質的に輸出が止まっており、今後の輸出の見通しが立たないことから、食品を廃棄。そのため、処分経費など追加的な費用が発生。</li> <li>日本産というだけで原材料等の供給が停止するなど、海外工場において、操業停止や調達先変更に伴う追加的な費用が発生。</li> </ul>

# 10 食品産業等④（被害の具体例）

- 生鮮品と同様に加工食品等についても、取引中止や検査要求、価格下落等が発生。
- 損害の発生は、事故発生県とその周辺都県に限られず、国内のその他の地域や海外も含めた広範な地域で確認。

※被害は、「第二次指針作成に向けた主な論点」(p.8)の類型をまたがって発生。

## 食品産業等における損害の地理的・空間的広がり

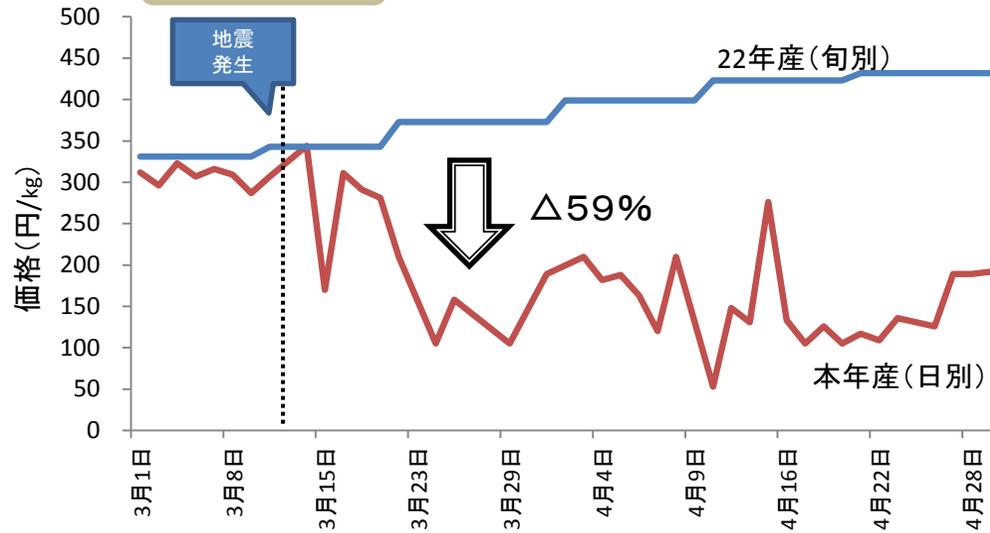
		①生鮮品に近い品目・地元産農産物を使う品目・業態	②左記以外の食品・飲料を製造する業態	③①、②の製品を取り扱う卸売・小売業、サービス業	
事故発生県	出荷制限等対象区域	<p>特に出荷制限等と関連の強い事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による影響が見極められないため、今期の契約栽培を見送った。来期以降、契約栽培が再開できるまでのつなぎ資金を契約農家に対して支払 [関東地方飲料製造業、関東地方調味料製造業等]</li> <li>所在地域で、水道水から放射性物質が検出されたことを受けて、水、製品等の放射性物質の検査設備を導入 [東北地方調味料製造業等]</li> <li>食品製造業者が茨城県産の生鮮品を利用していたが、出荷規制・自粛等の影響を受けて、調達先を変更させるを得なくなり、それに伴うトラック等の手配等、追加的費用が発生 [近畿地方生鮮加工品製造業]</li> <li>出荷制限区域外の原料を使った製品であっても同区域内の工場で製造されていることから取引停止【牛乳乳製品関係企業情報】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷制限や(原発近接地での)運送業者の運送拒否によって入荷量が減少。また、代替品の調達のため、トラック等の手配等、追加的な費用が発生 [卸売業]</li> <li>出荷制限等の影響で、原材料の調達ができず品不足となり、メニューが組めない、商品を提供できないといった事態になり、売上が減少 [関東地方外食チェーン]</li> </ul>	
	出荷制限等対象区域の周辺地域				<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷制限・出荷自粛要請が発表された際、対象品目以外の品目について、返品、契約破棄及び取引不成立等が発生。さらに、卸売業者で処分せざるを得ないため、返品、取引不成立となった商品の廃棄処分の費用が発生 [卸売業]</li> <li>生鮮品等の価格下落による取扱高減少に伴い、取扱手数料収入が減少 [卸売業]</li> <li>中国側の輸入規制の強化によって、中国向けの加工食品の輸出が停滞 [加工食品卸売業]</li> </ul>
	国内のその他の地域				
国外	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本産というだけで原材料等の供給が停止、あるいは停滞していることで、海外工場において、操業停止、または調達先変更に伴う追加的費用が発生 [海外展開する日系食品製造業]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本から水産物等を輸入していた海外日本食レストランでは、客数が減り、売上が前年同月の5割ほどに減少した例もあり [海外の和食・飲食店]</li> </ul>			

- 農林水畜産物の価格、出荷額の動向
- 農林水産業等をめぐるJCO事故と今回の事故との比較

# 品目別の価格動向（福島県）

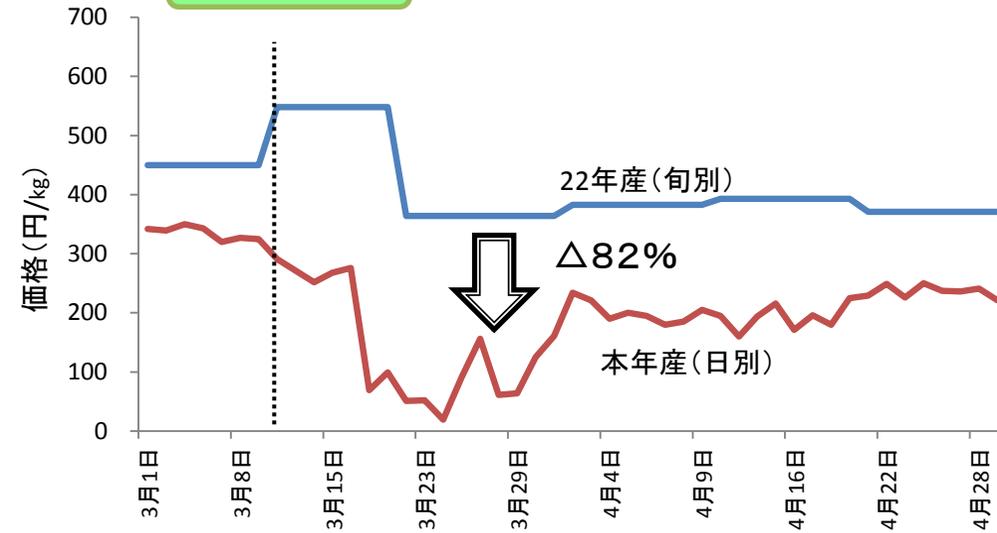
## 葉茎菜類

### ねぎ(福島県)



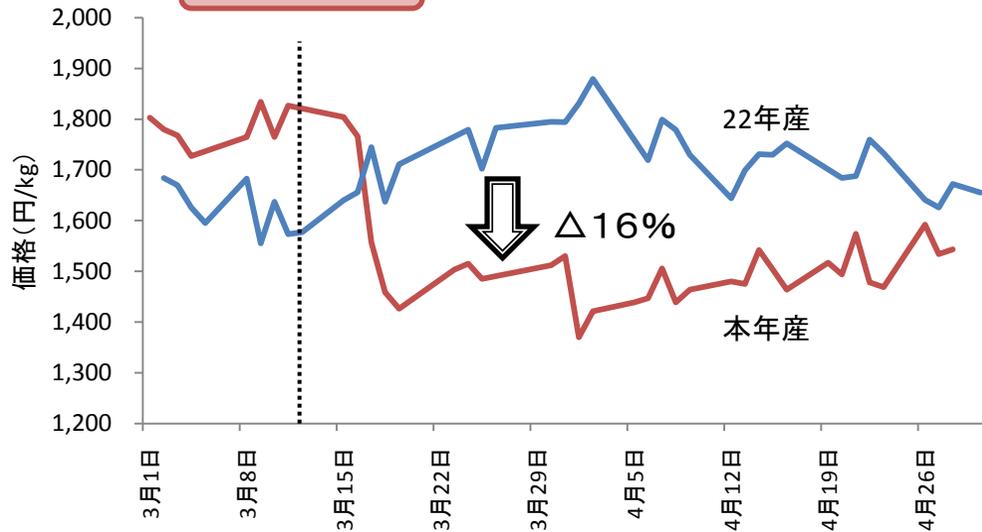
## 果菜類

### きゅうり(福島県)



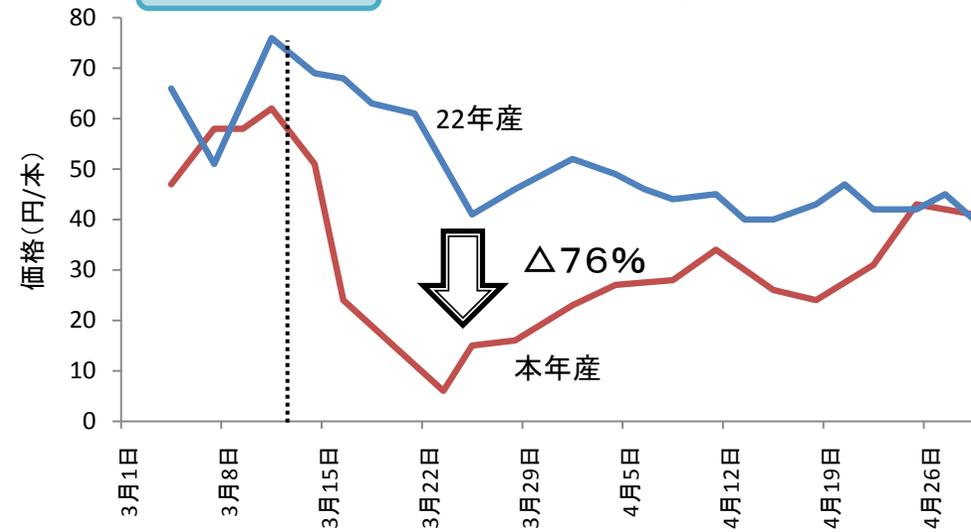
## 畜産物

### 牛肉(福島県産和牛去勢A4)



## 花き

### スプレーギク(福島県)



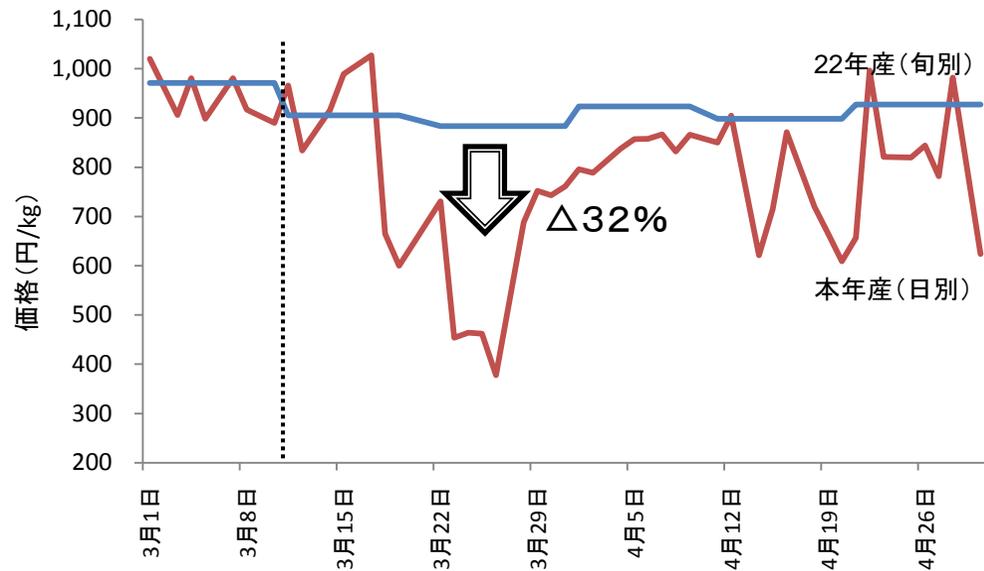
(出典) 野菜: 農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

花き: 東京都中央卸売市場(福島県は葛西市場、群馬県は世田谷市場、それ以外は板橋市場)における日別データより算出。

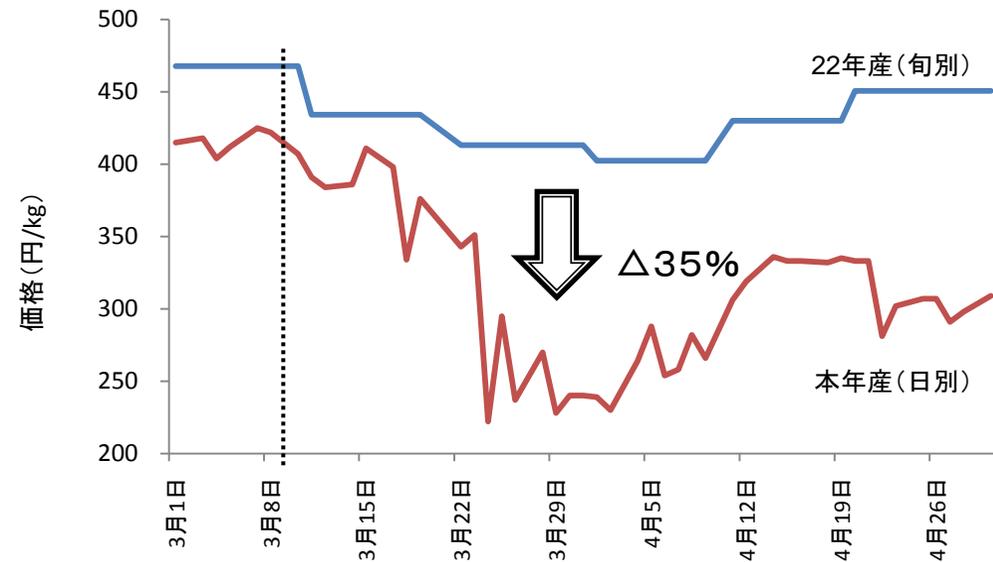
畜産物: 東京食肉市場における日別データより算出。

# 品目別の価格動向（福島県）

きのこ類 生しいたけ(福島県)



きのこ類 なめこ(福島県)

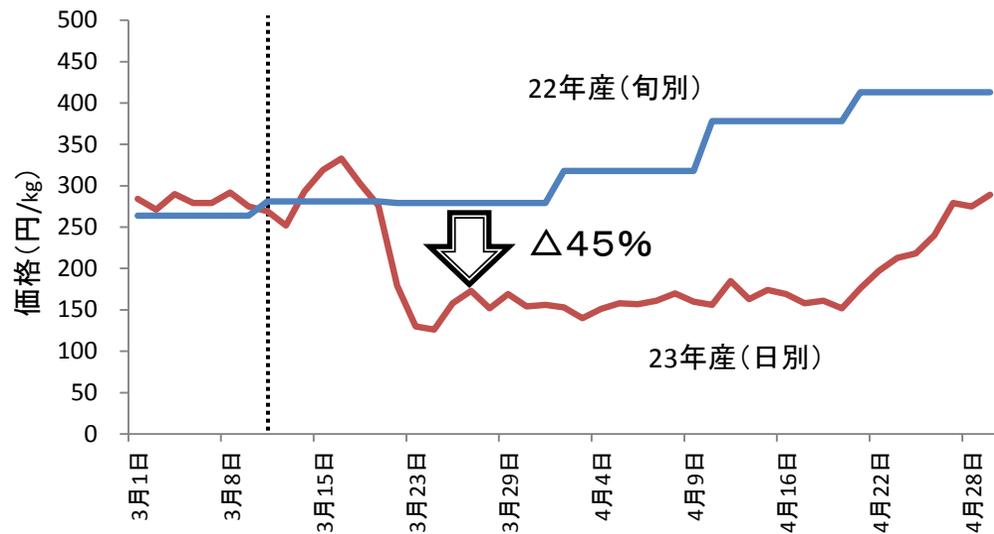


(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の価格動向（出荷制限対象県）

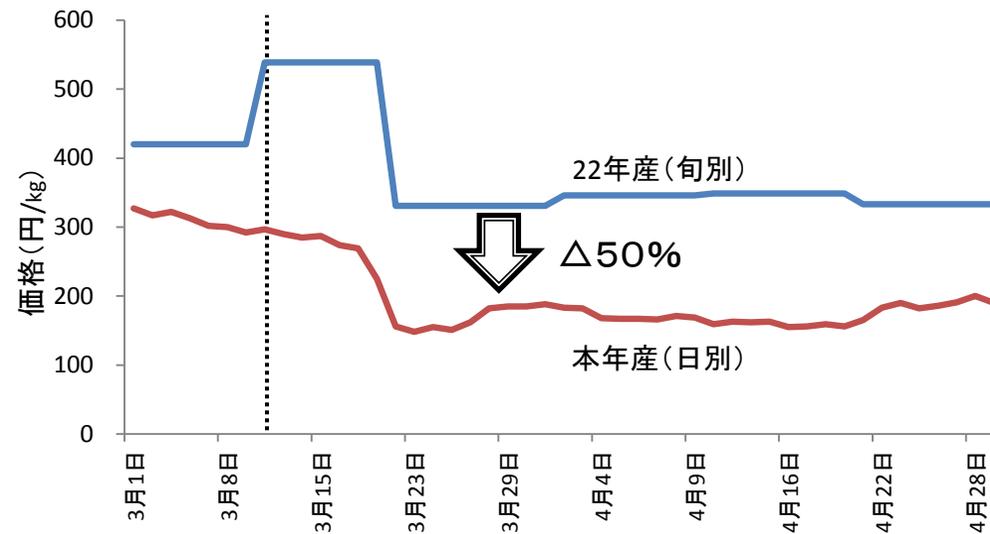
## 葉茎菜類

ねぎ(茨城県)



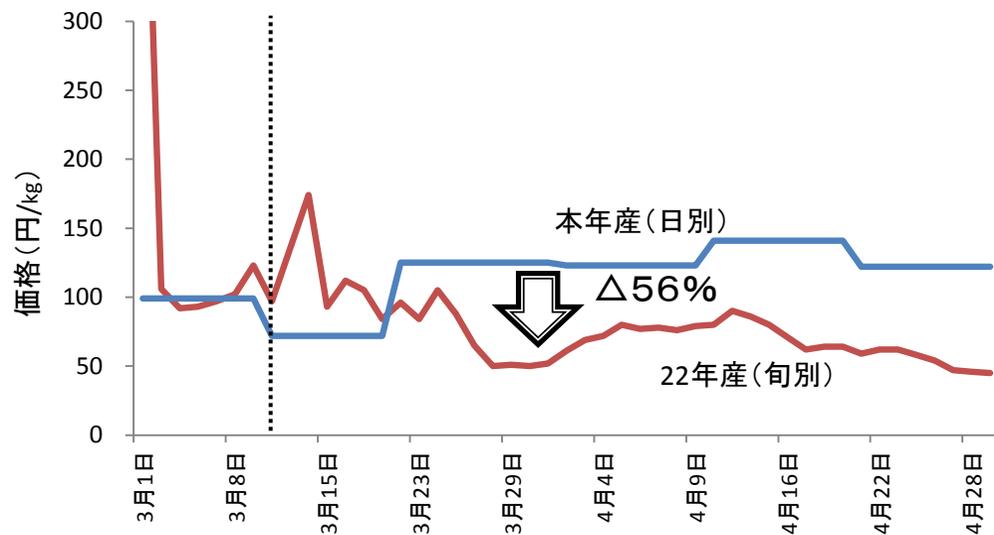
## 果菜類

きゅうり(群馬県)



## 根菜類

だいこん(茨城県)

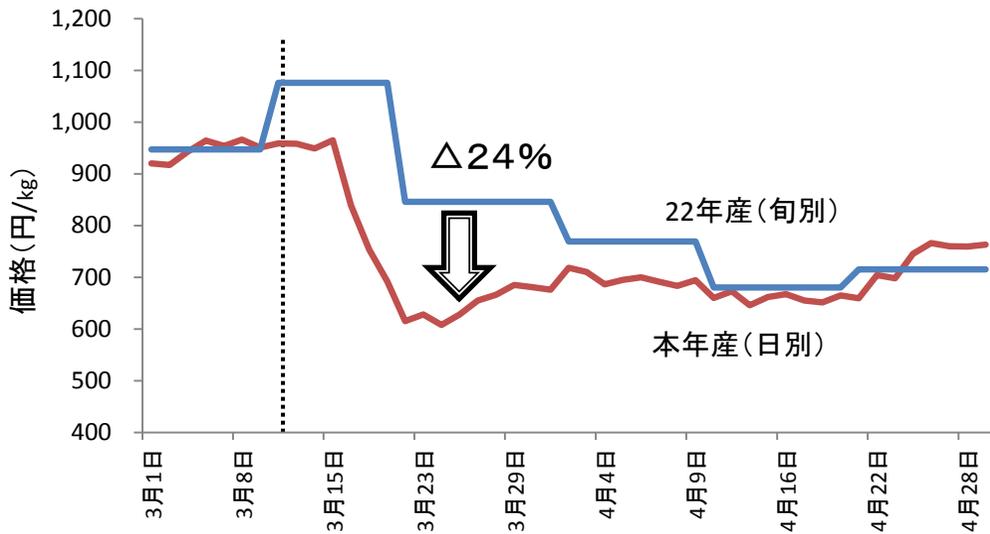


(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の価格動向（出荷制限対象県）

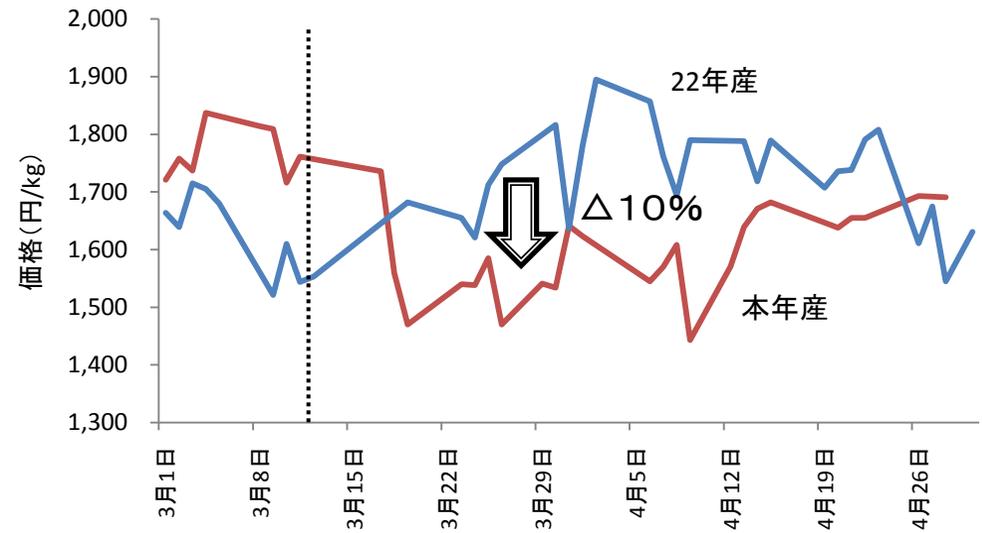
果実

いちご(栃木県)



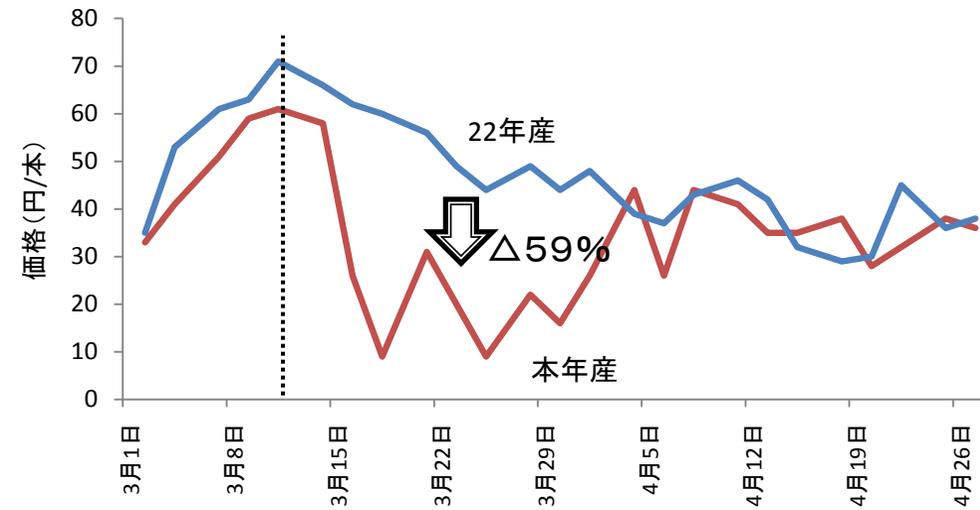
畜産物

牛肉(茨城県産和牛去勢A4)



花き

スプレーギク(栃木県)

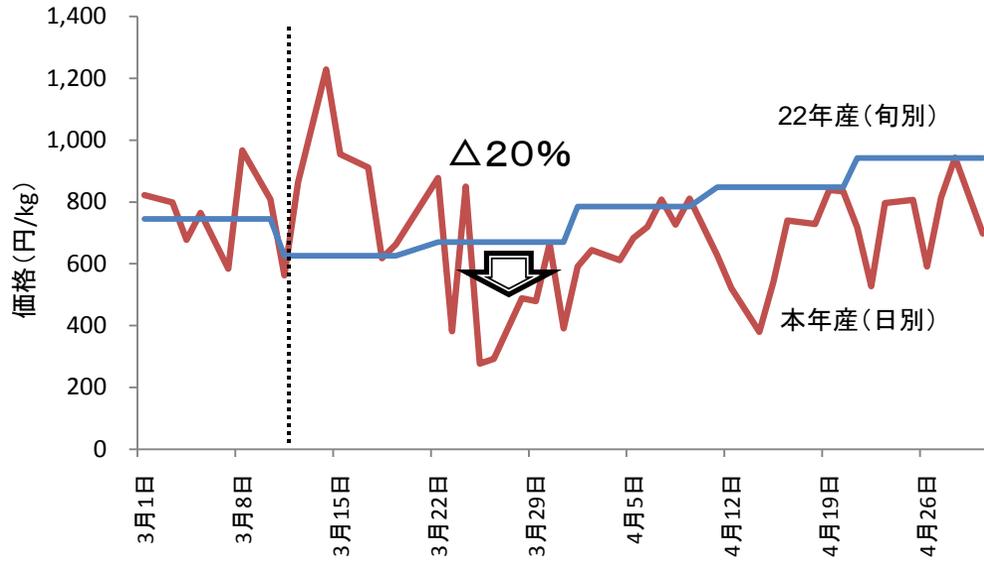


(出典)野菜:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)  
 花き:東京都中央卸売市場(福島県は葛西市場、群馬県は世田谷市場、  
 それ以外は板橋市場)における日別データより算出。  
 畜産物:東京食肉市場における日別データより算出。

# 品目別の価格動向（出荷制限対象県）

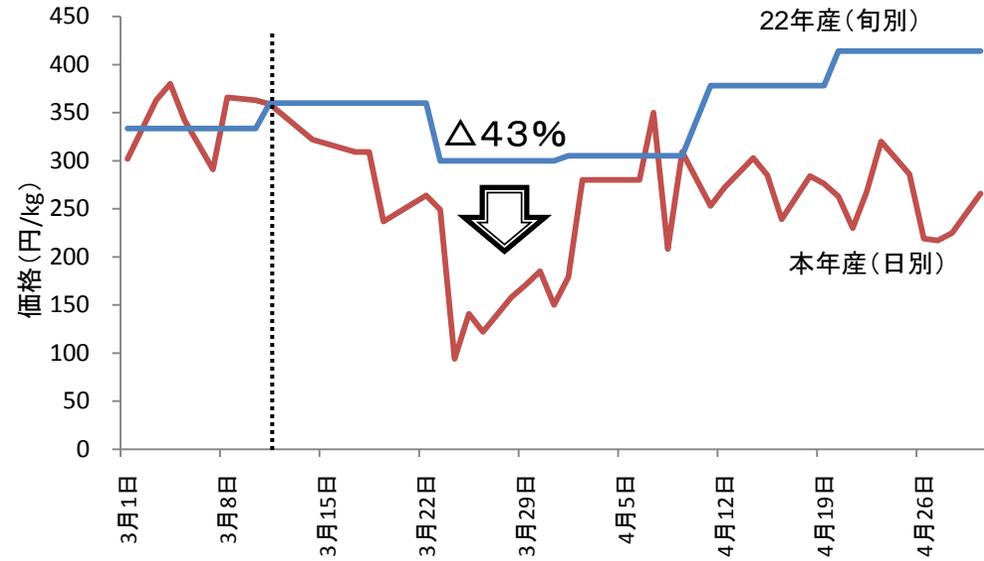
きのこ類

生しいたけ(茨城県)



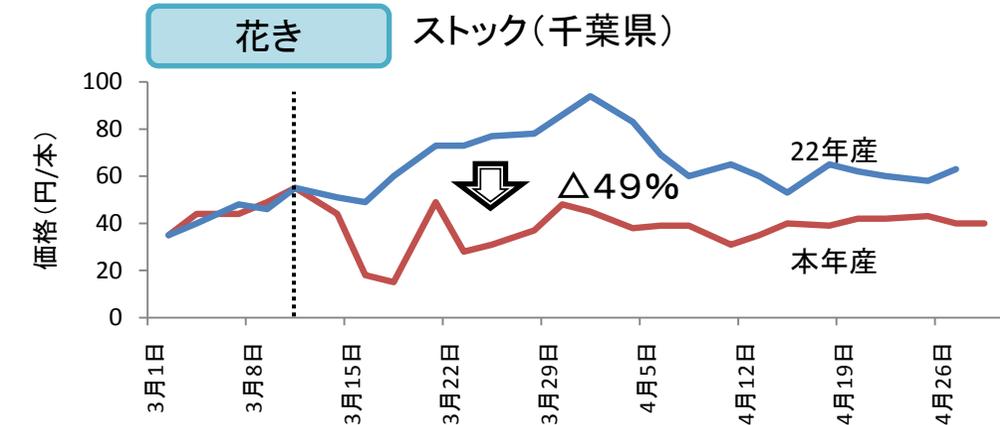
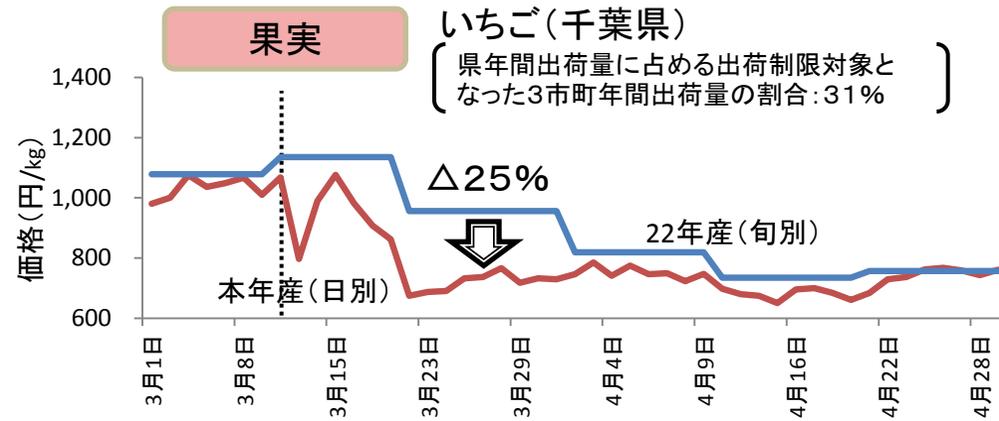
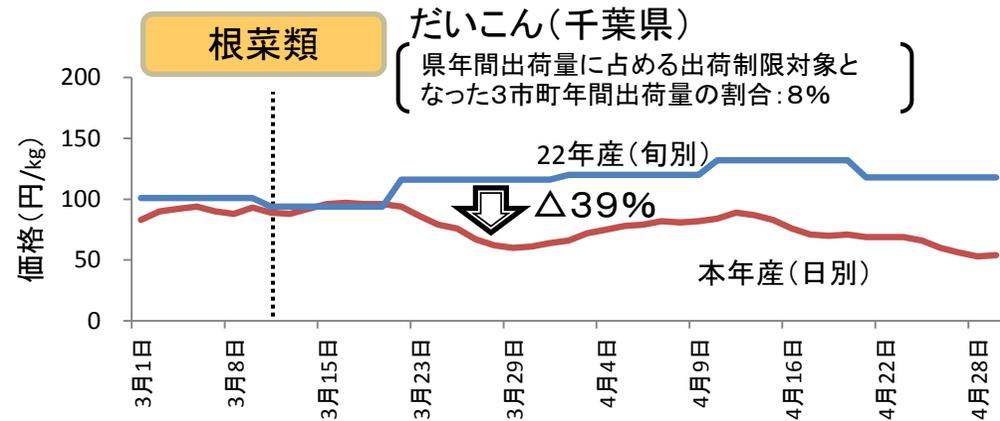
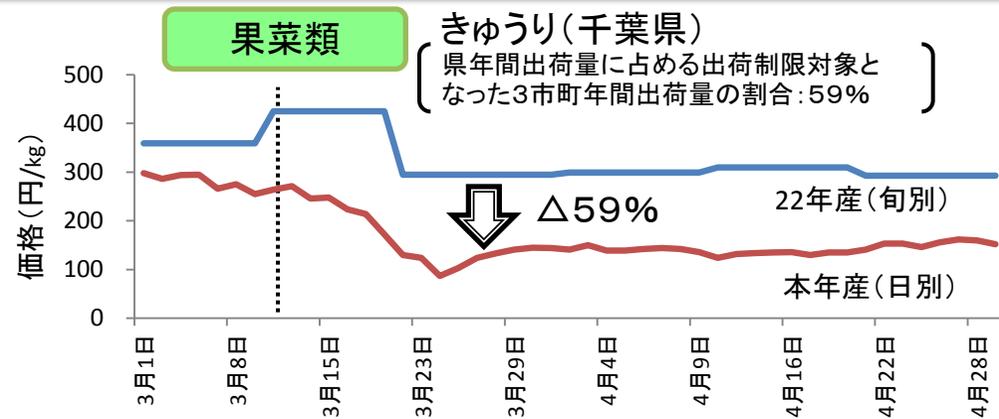
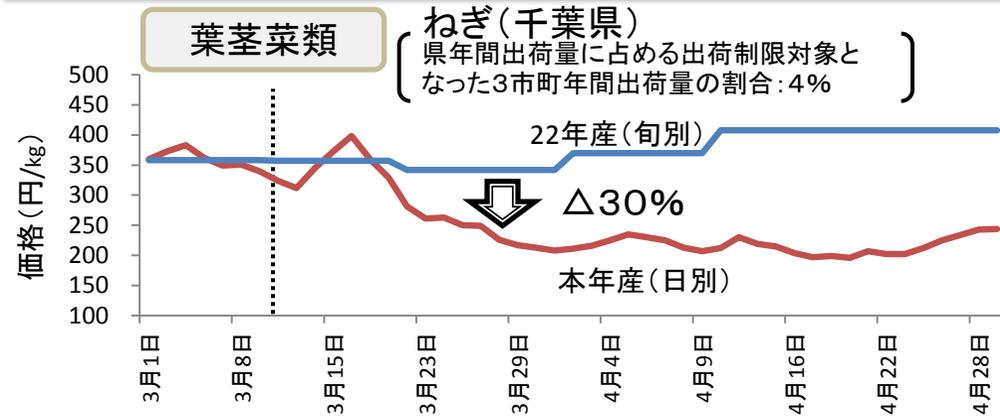
きのこ類

なめこ(茨城県)



(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の価格動向（出荷制限対象県）

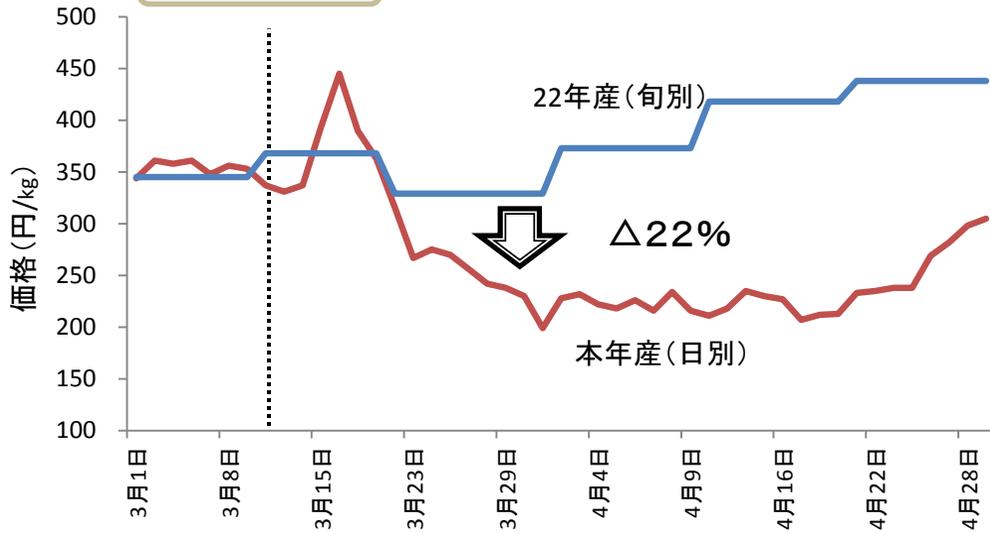


(出典)野菜:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)  
 花き:東京都中央卸売市場(福島県は葛西市場、群馬県は世田谷市場、それ以外は板橋市場)における日別データより算出。

# 品目別の価格動向（埼玉県）

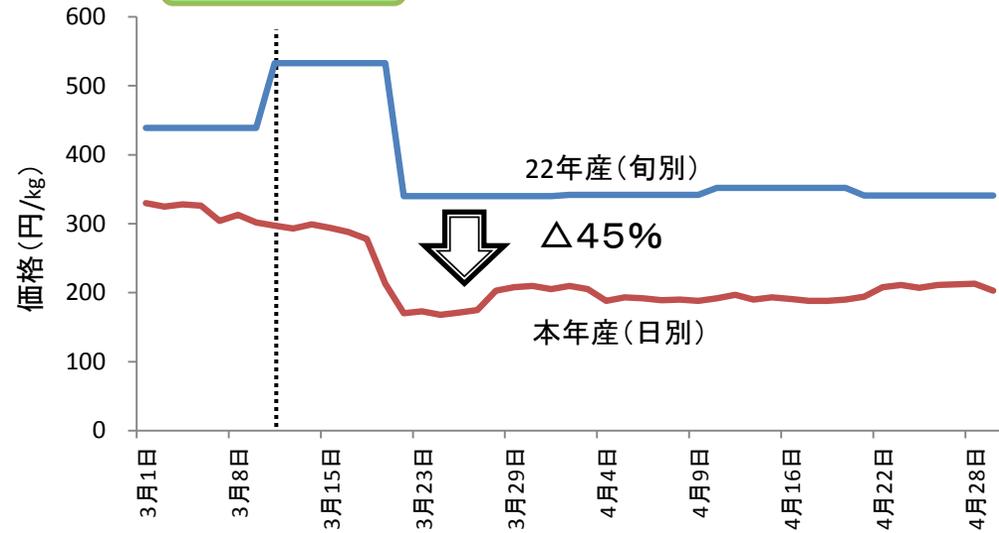
## 葉茎菜類

### ねぎ(埼玉県)



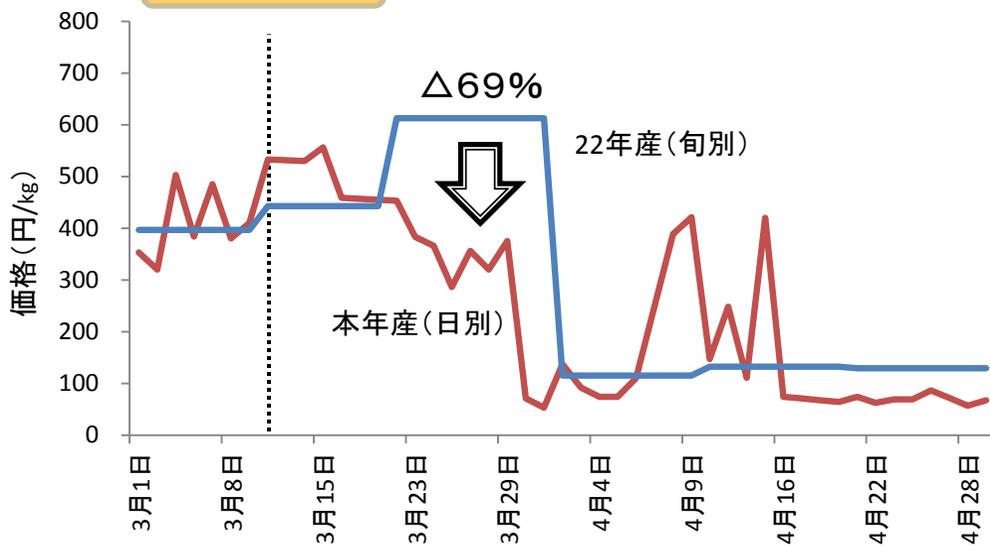
## 果菜類

### きゅうり(埼玉県)



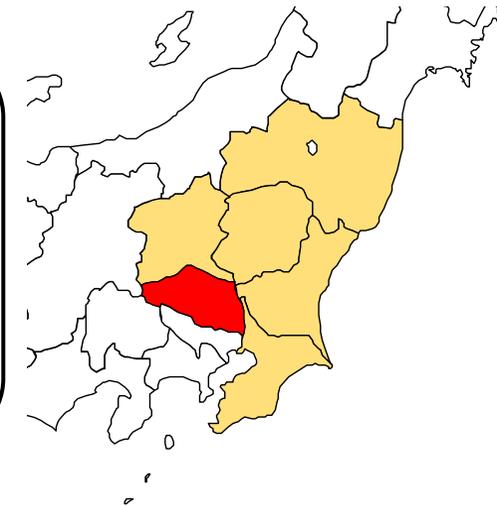
## 根菜類

### だいこん(埼玉県)



### 埼玉県

- ・ほうれんそう等が出荷制限となった茨城県、栃木県、群馬県、千葉県すべての隣接
- ・これらの県と同様の品目を同時期に出荷
- ・暫定規制値以内であるものの、放射性物質を検出

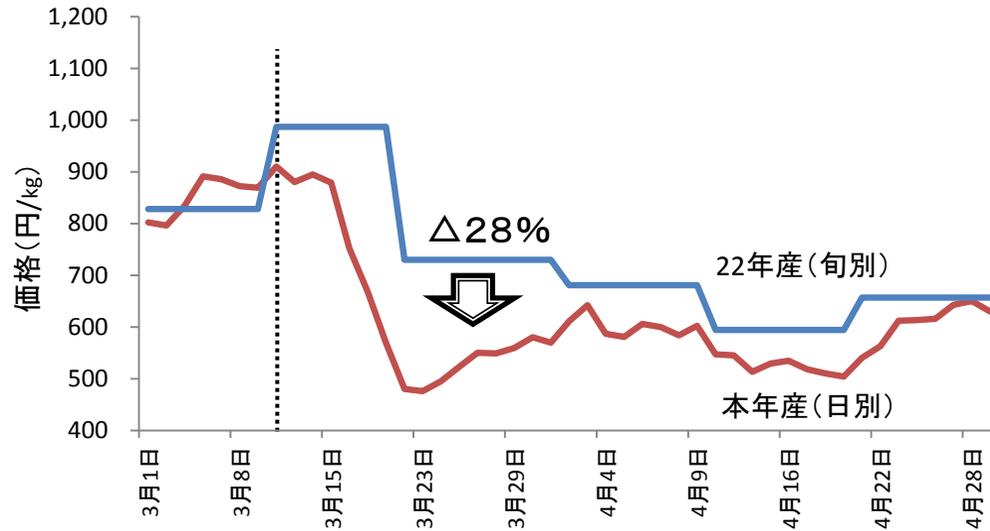


(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の価格動向（埼玉県）

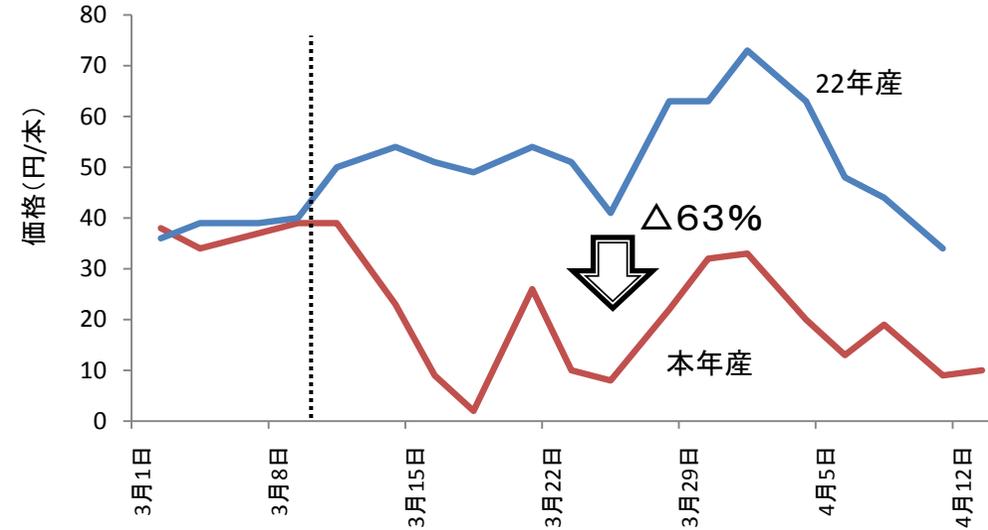
果実

いちご(埼玉県)



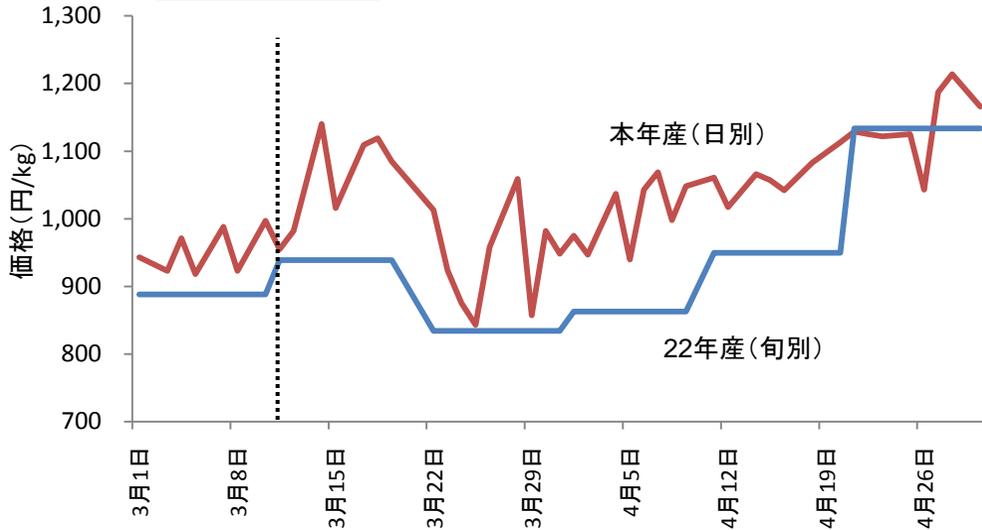
花き

チューリップ(埼玉県)



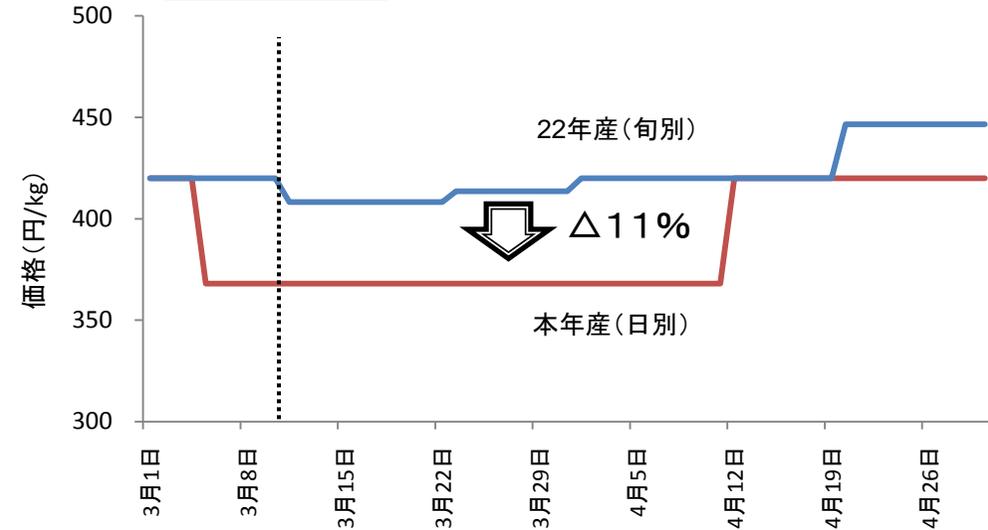
きのこ類

生しいたけ(埼玉県)



きのこ類

なめこ(埼玉県)



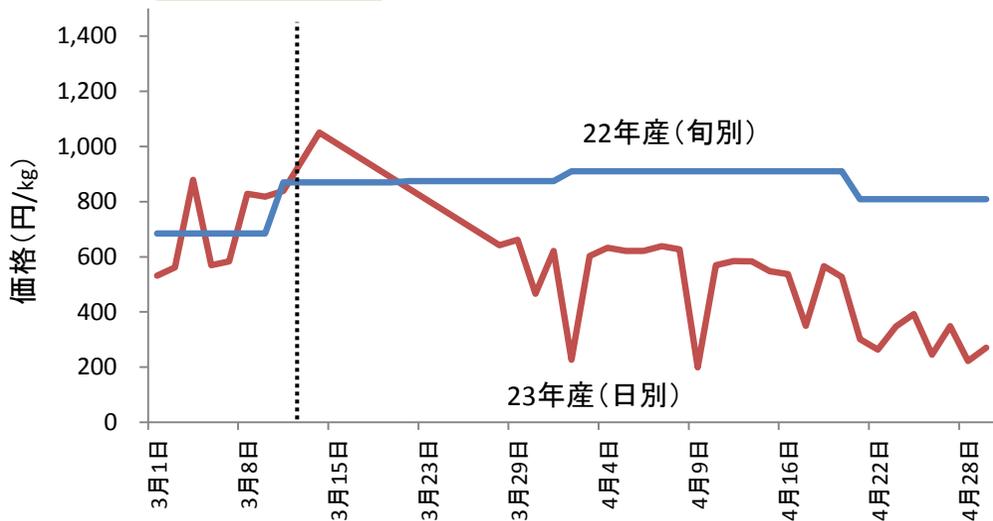
(出典) 野菜、きのこ: 農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

花き: 東京都中央卸売市場(福島県は葛西市場、群馬県は世田谷市場、それ以外は板橋市場)における日別データより算出。

# 品目別の価格動向（その他近隣県）

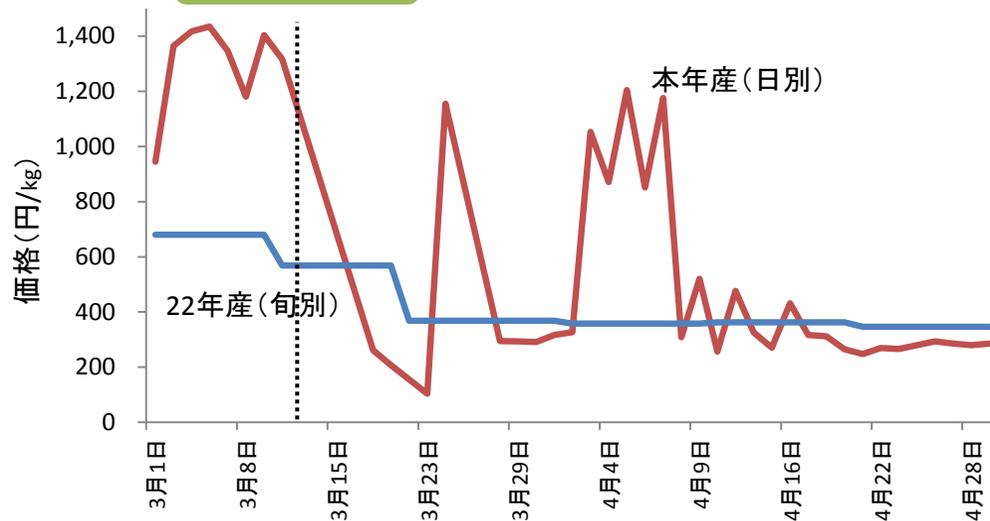
## 葉茎菜類

### ねぎ（宮城県）



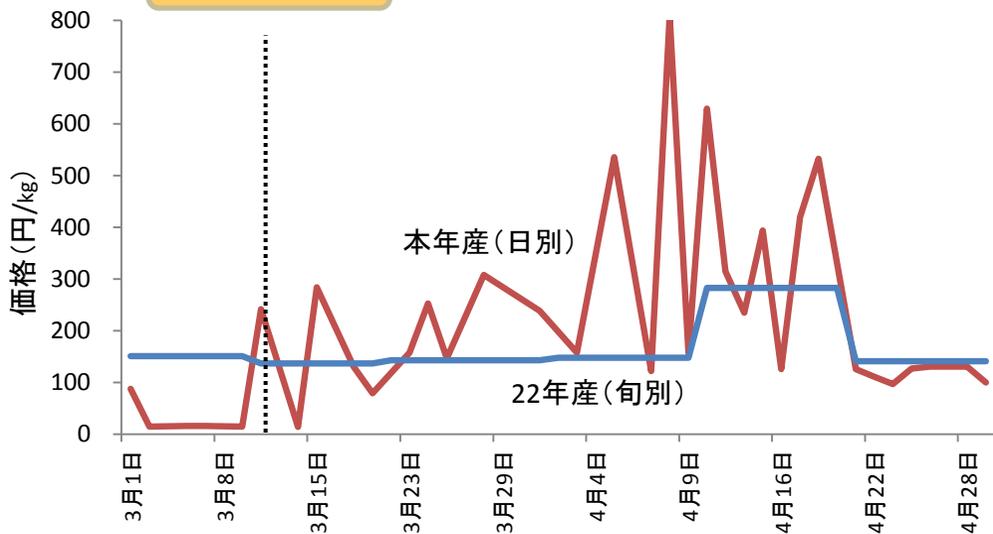
## 果菜類

### きゅうり（宮城県）



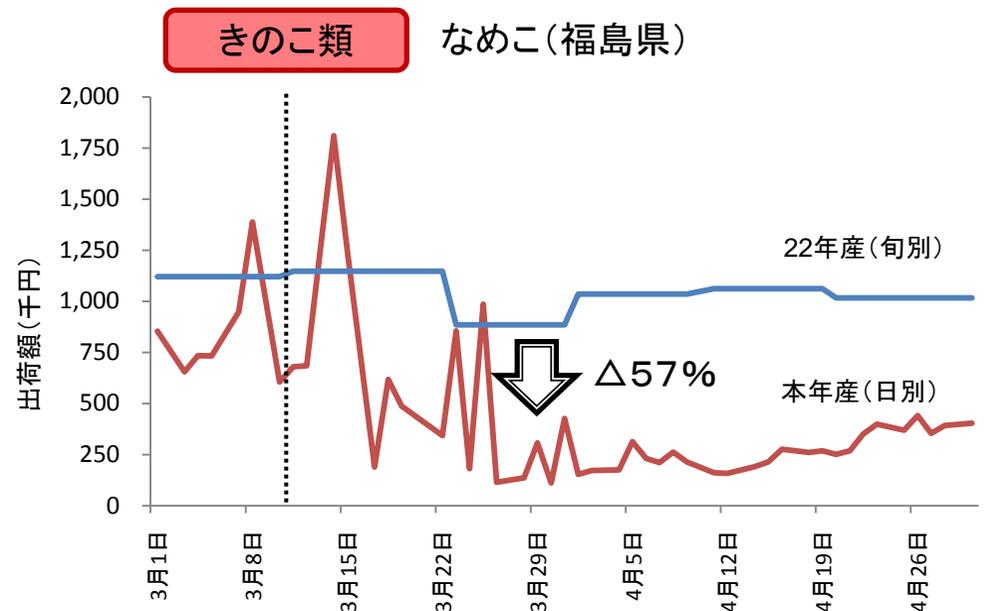
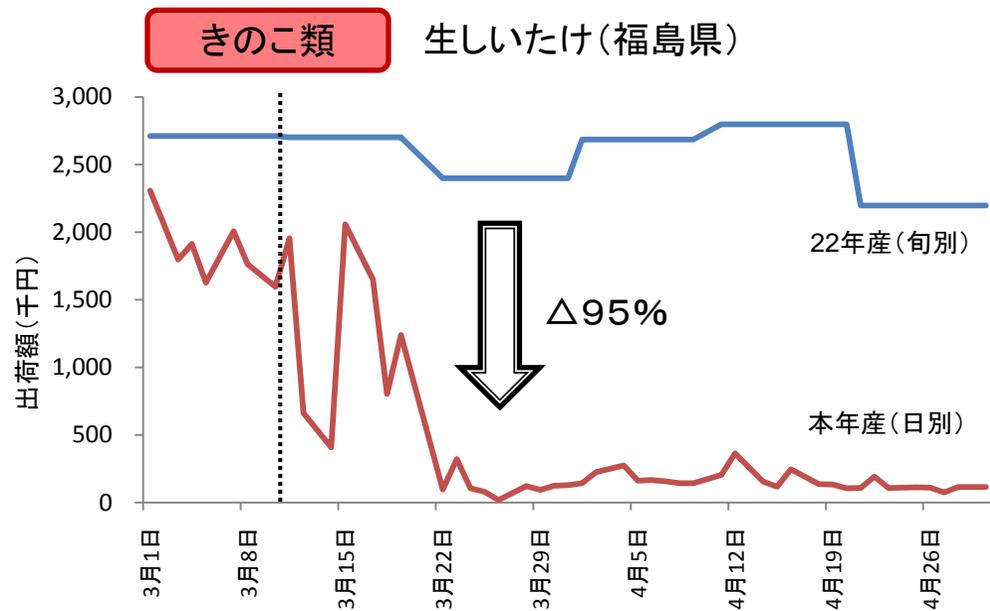
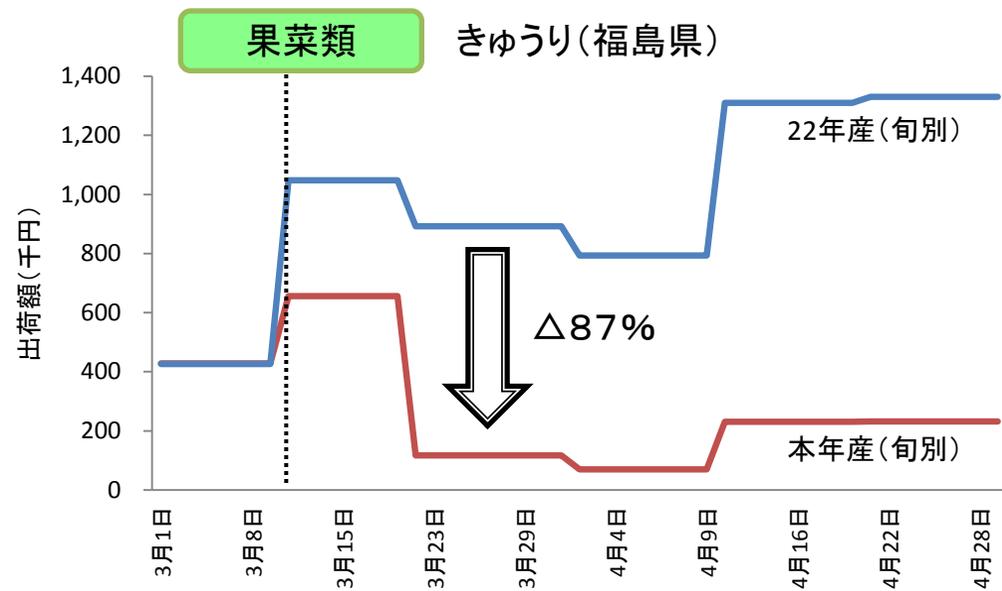
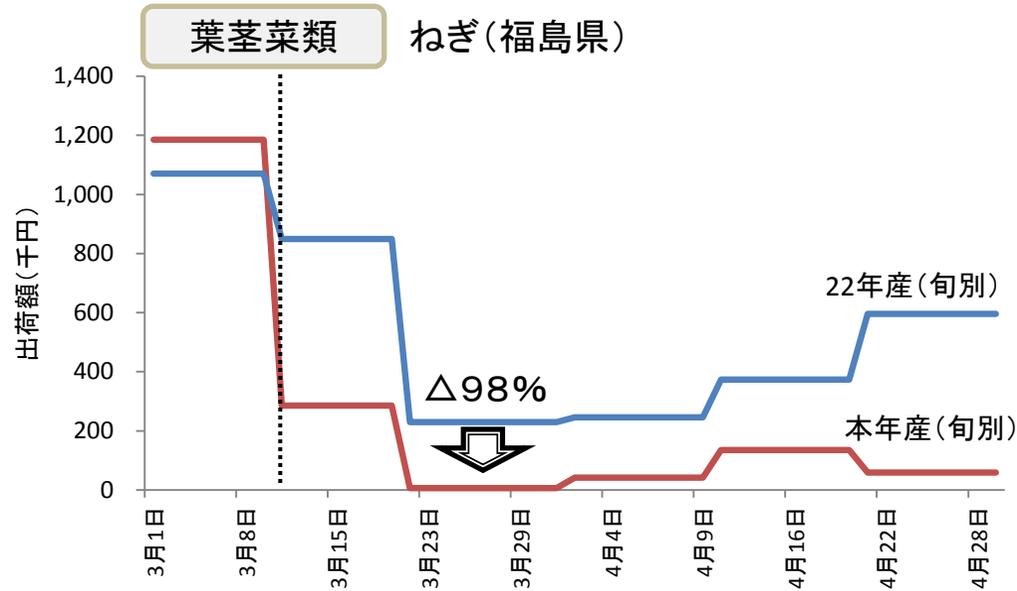
## 根菜類

### だいこん（東京都）



(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の出荷額動向（福島県）

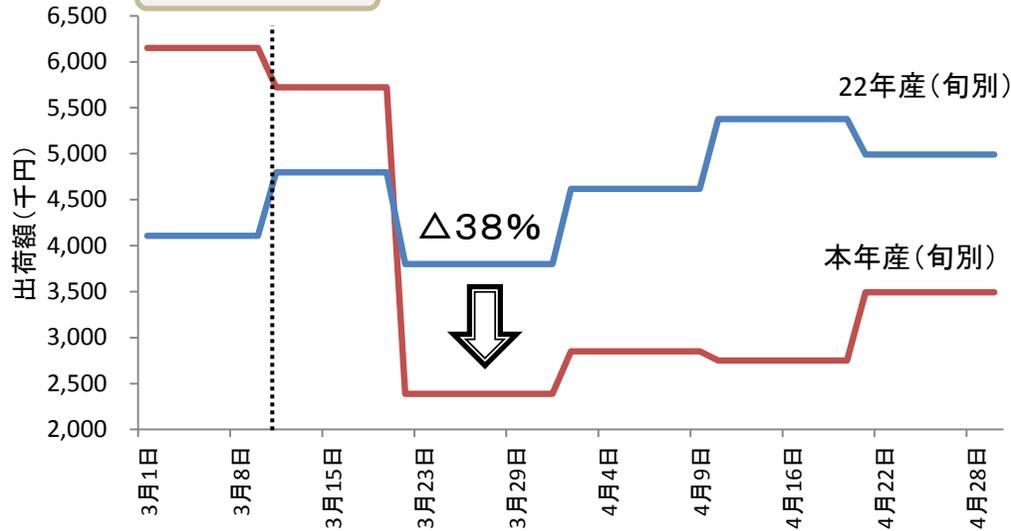


(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の出荷額動向（出荷制限対象県）

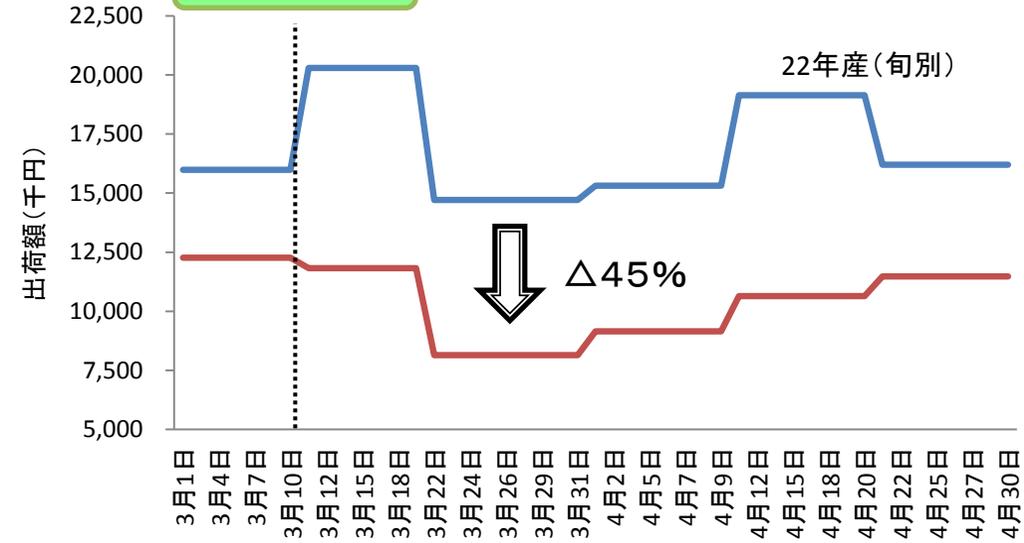
## 葉茎菜類

### ねぎ（茨城県）



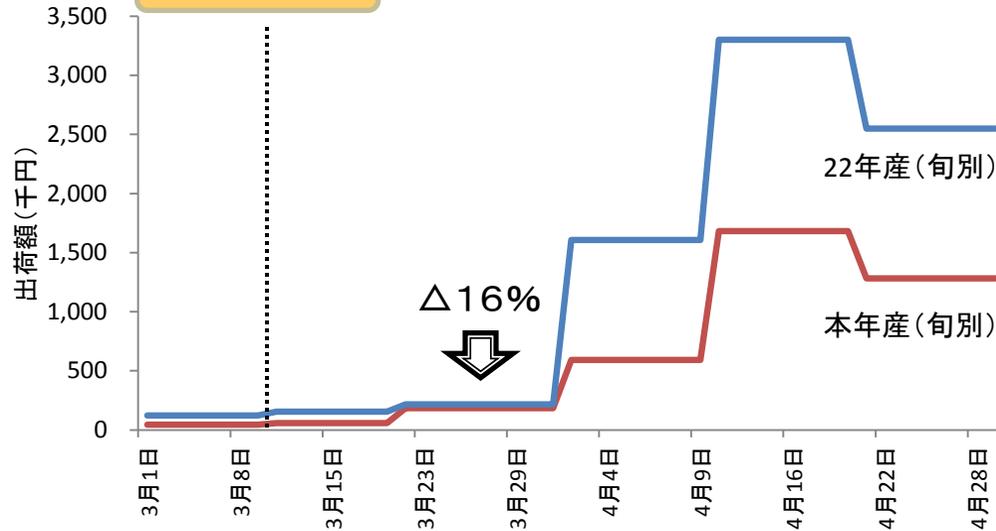
## 果菜類

### きゅうり（群馬県）



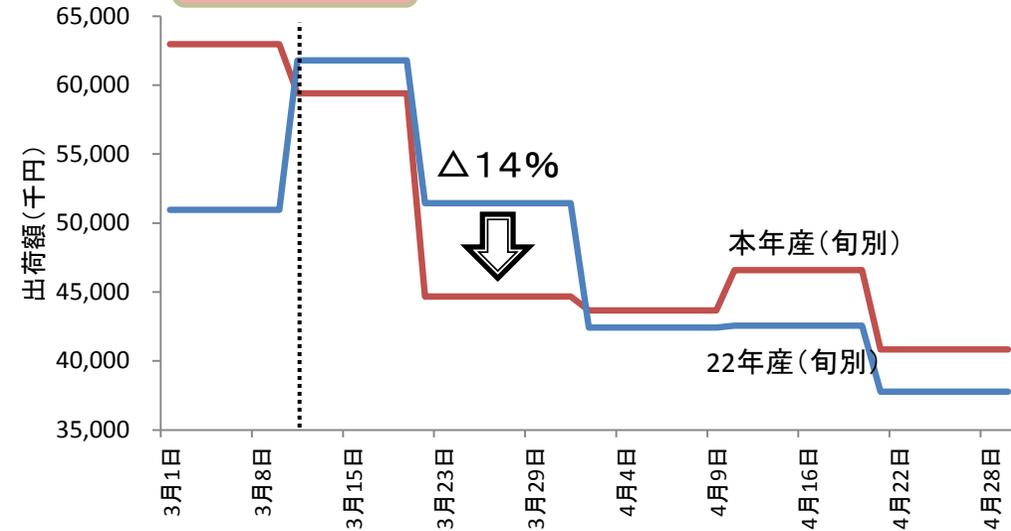
## 根菜類

### だいこん（茨城県）



## 果実

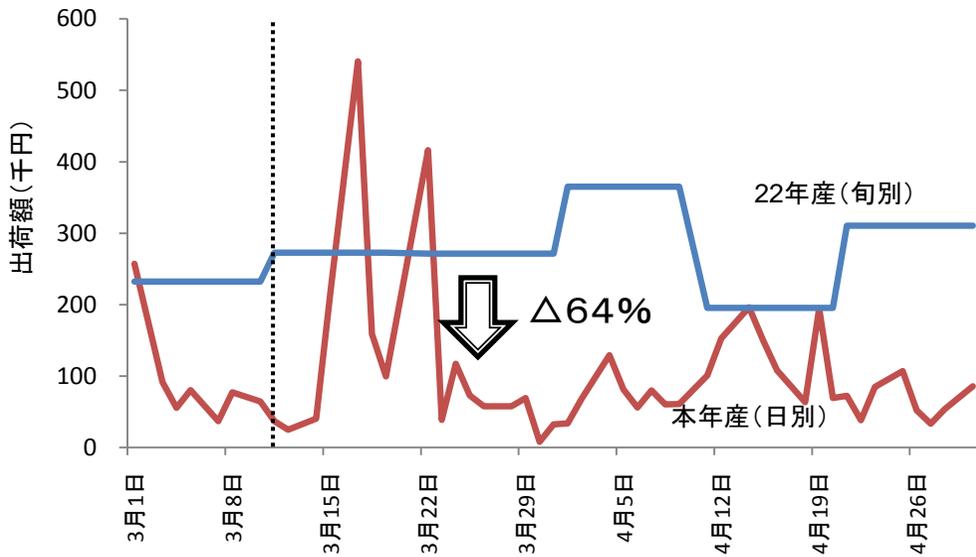
### いちご（栃木県）



# 品目別の出荷額動向（出荷制限対象県）

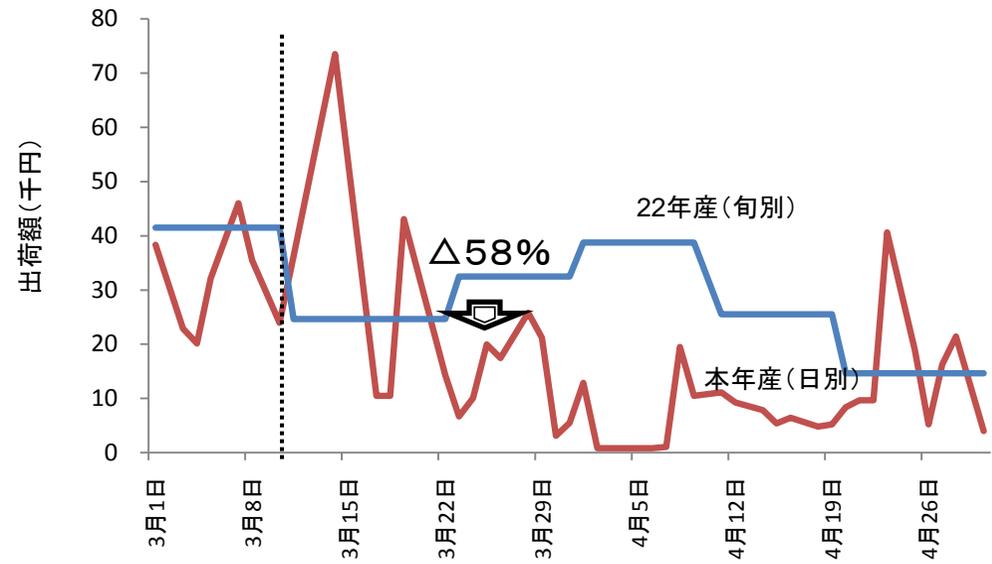
きのこ類

生しいたけ(茨城県)



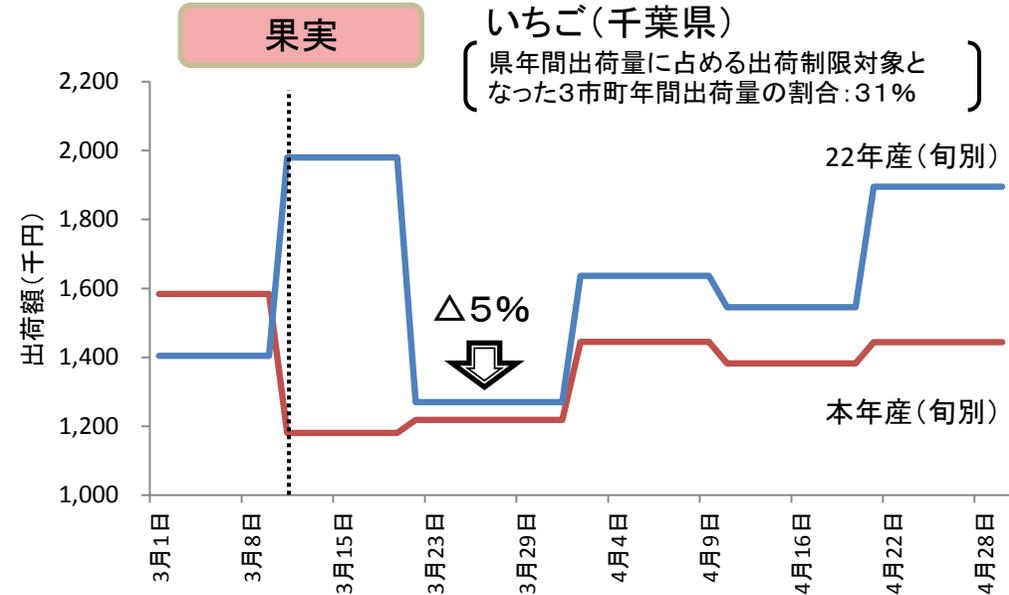
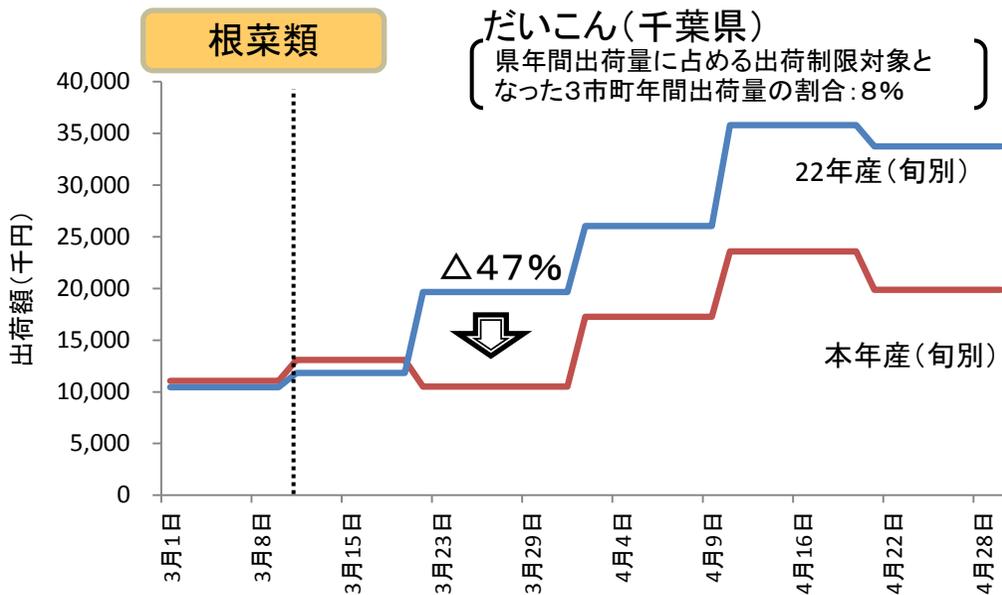
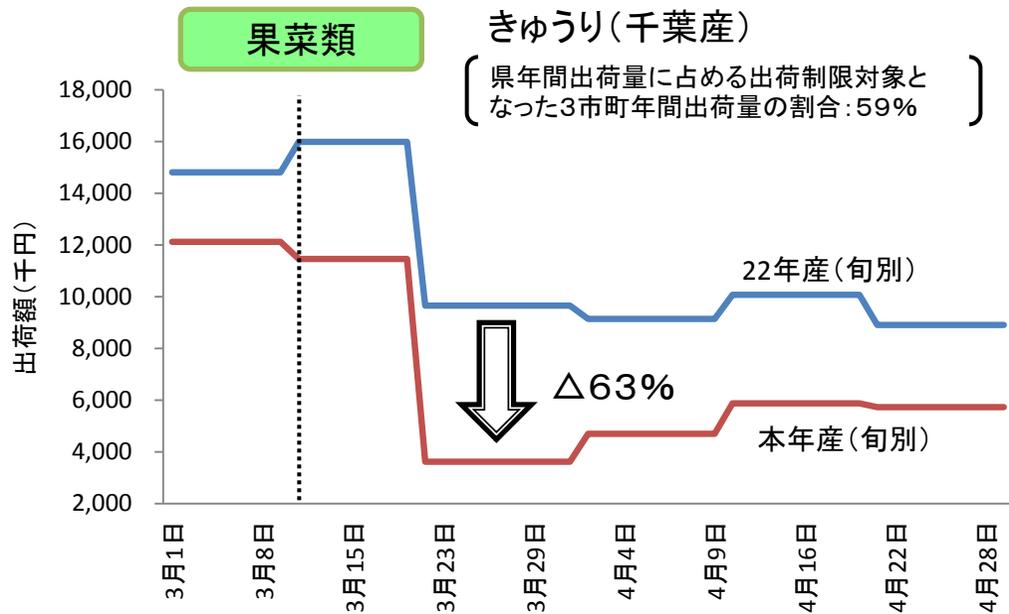
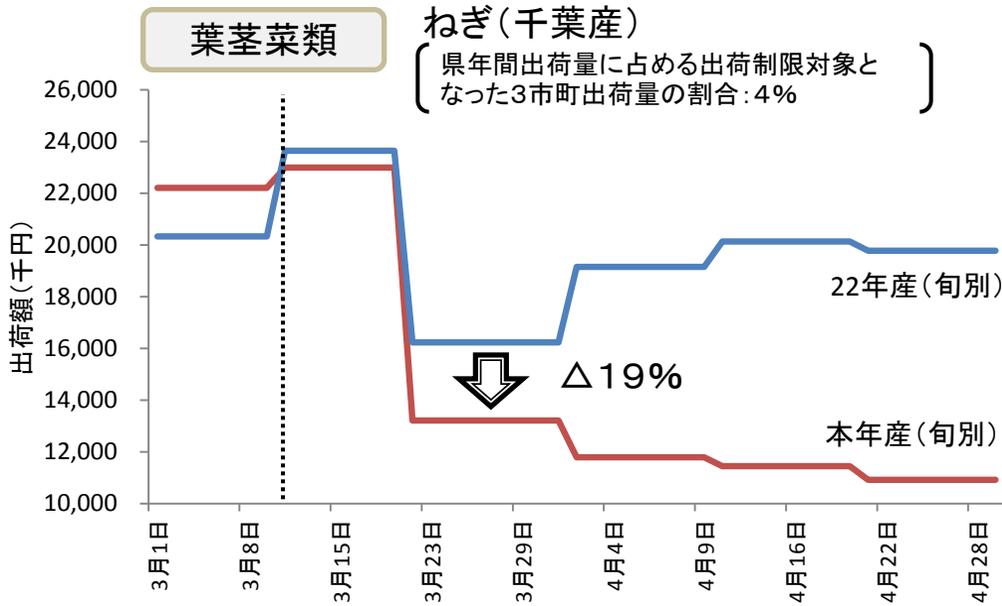
きのこ類

なめこ(茨城県)



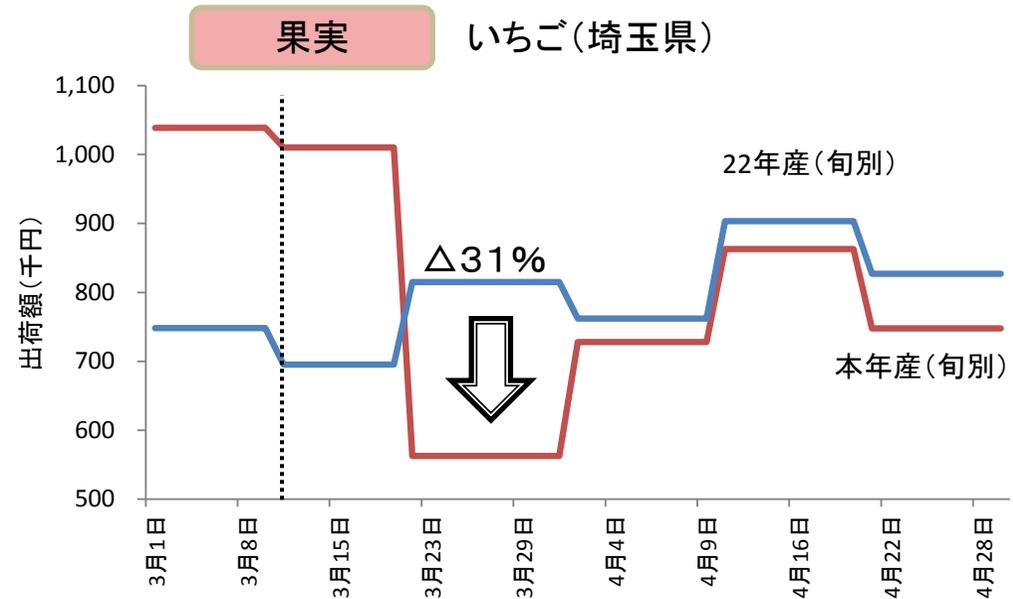
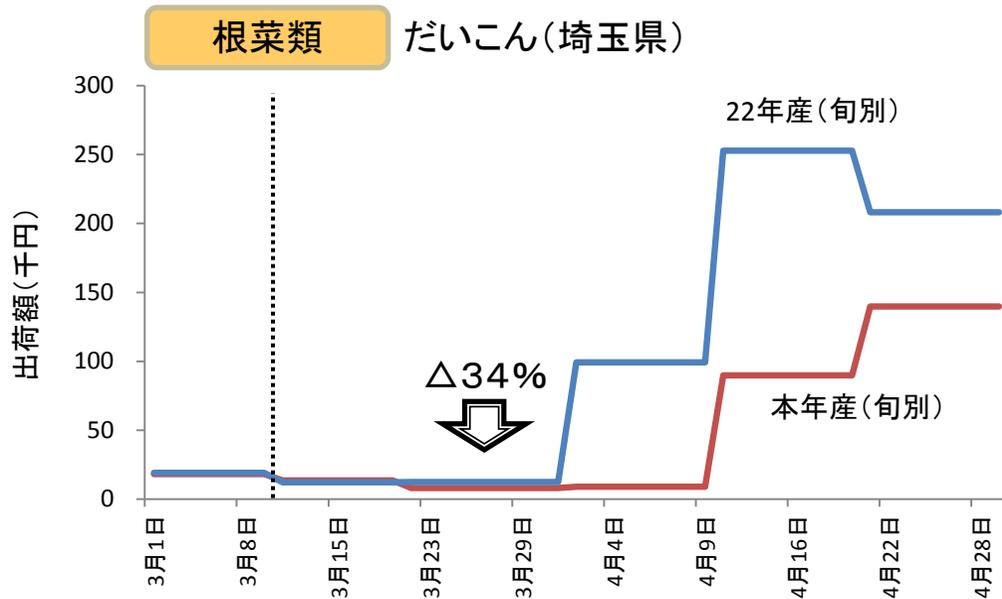
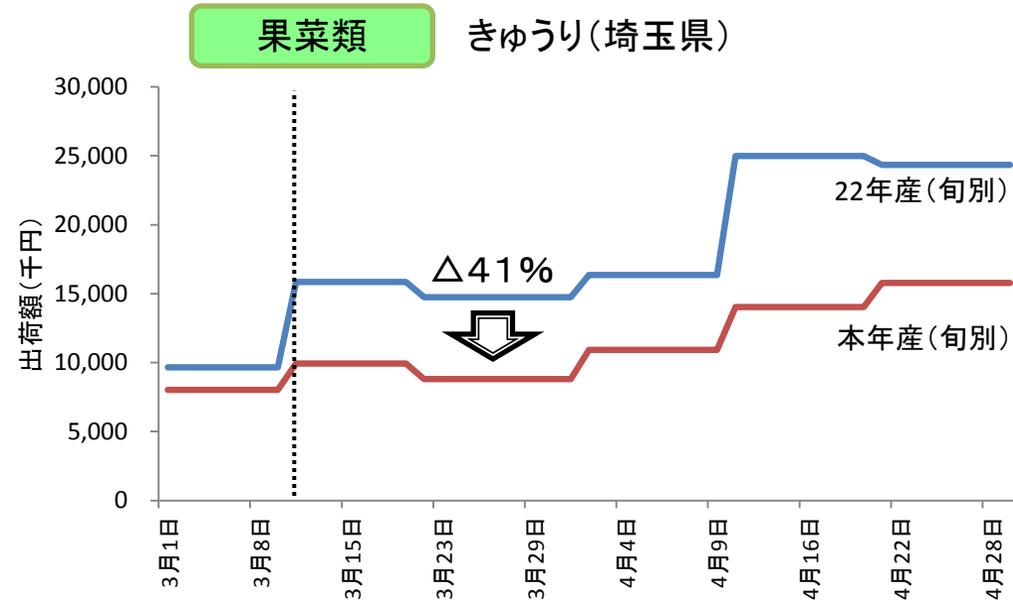
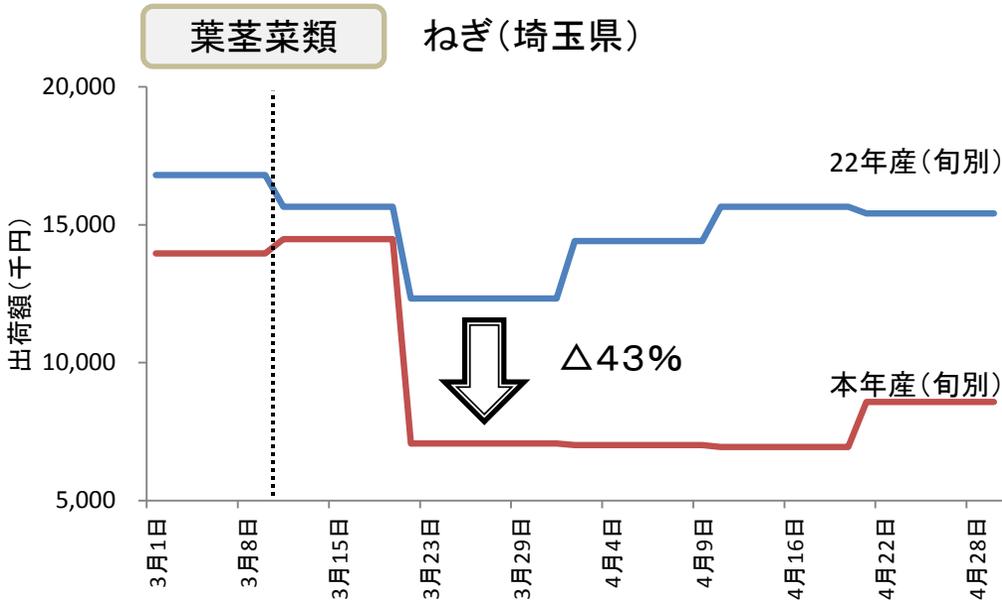
(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の出荷額動向（出荷制限対象県）



(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の出荷額動向（埼玉県）

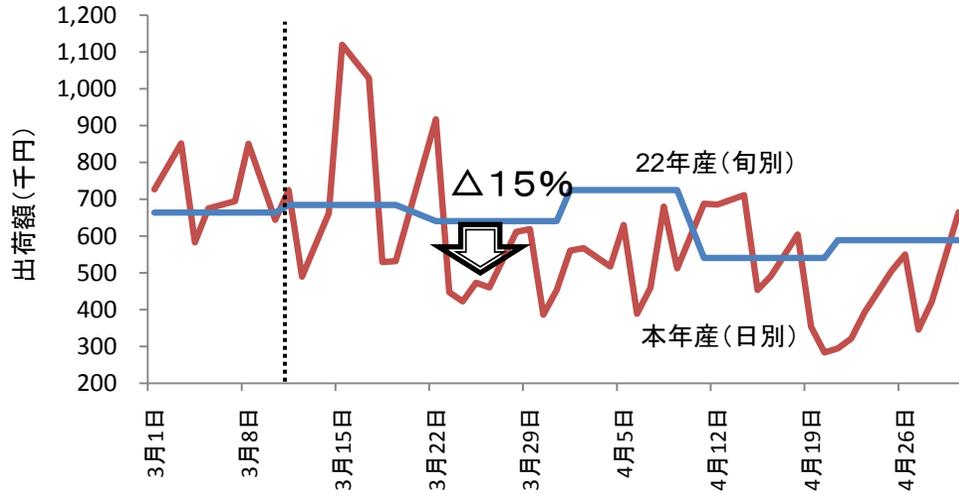


(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の出荷額動向（埼玉県）

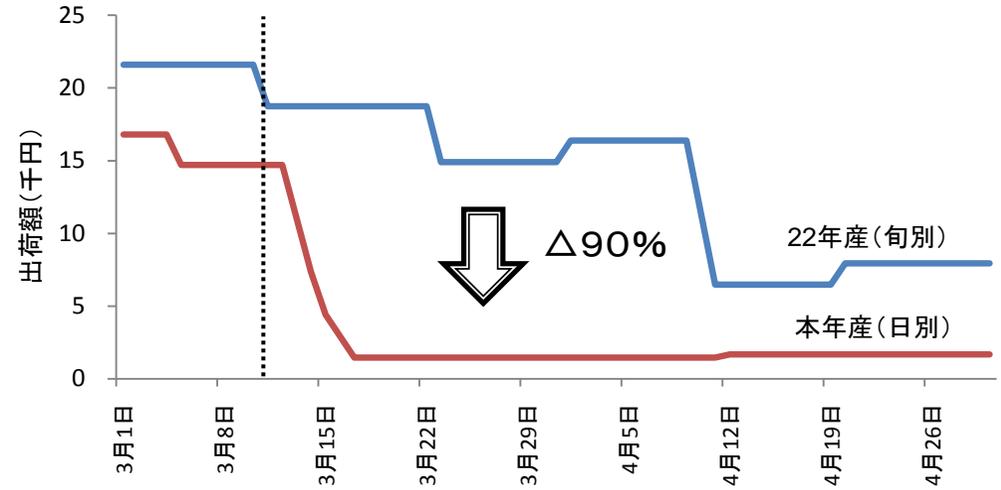
きのこ類

生しいたけ(埼玉県)



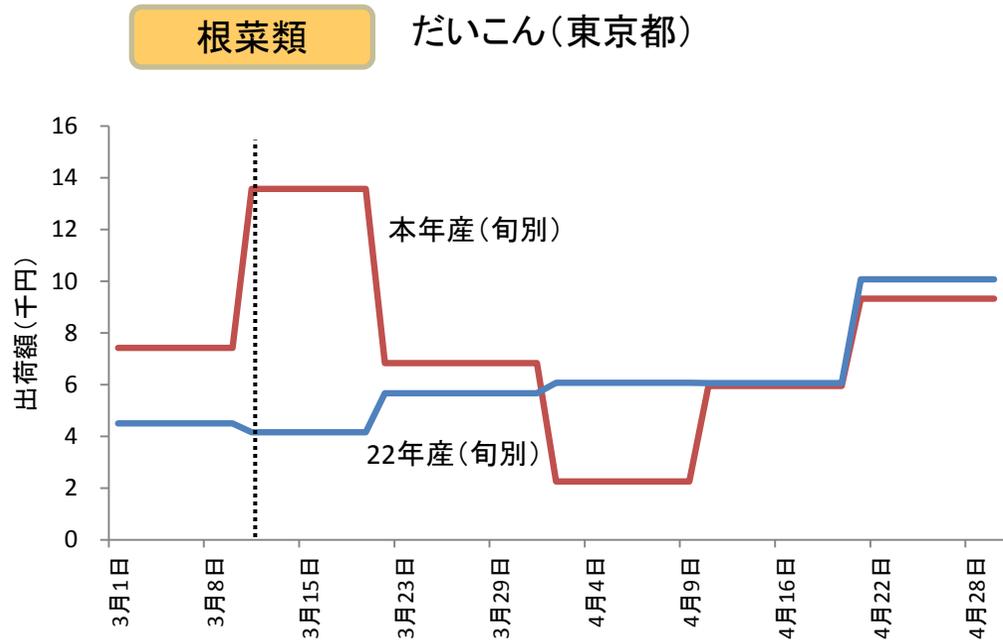
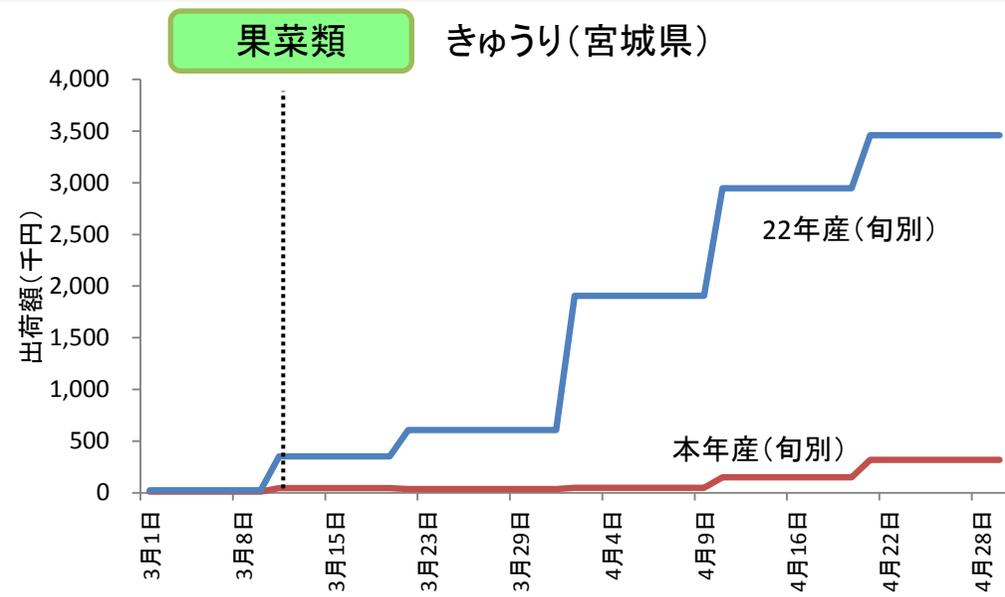
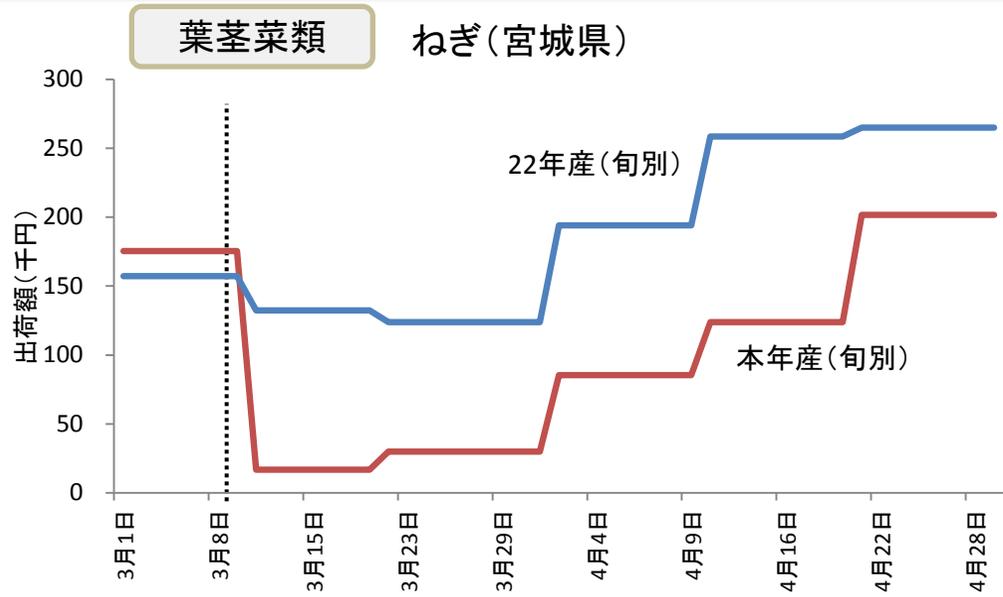
きのこ類

なめこ(埼玉県)



(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 品目別の出荷額動向（その他近隣県）



(出典)農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」(日報)

# 農林水産業等をめぐるJCO事故と今回の事故との比較①

	JCO事故	今回の事故
避難指示、出荷制限等対象地域の農家数	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難指示、政府による出荷制限、作付制限指示は行われず。               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 350m圏内の住民に対して避難要請 (3日間)</li> <li>• 10km圏内の住民に対して屋内退避勧告 (2日間)</li> <li>• 被害の申し出件数約8,000件</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 30km圏内に米1.5万戸、野菜3,400戸</li> <li>➤ 警戒区域、計画的避難区域、及び緊急時避難区域に牛飼養農家約1,000戸、牛約2万頭</li> <li>➤ 出荷制限地域の農家 延べ84,000戸以上</li> <li>➤ 福島県及び茨城県の漁業就業者数 約3,000人</li> </ul>
広範な放射性物質の検出	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大気中、海水中から基準を超える放射性物質を検出</li> <li>➤ 原子力災害対策本部において、関係都県における1週間毎の検査を内容とする検査計画を決定(「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年4月4日))</li> <li>➤ 4月2日の高濃度放射能汚染水の流出(4,700兆ベクレル)や、4月4日から行われた大量の放射能汚染水の放出</li> </ul>
放射性物質が検出された農林水産物等	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 暫定基準値を超えているため、政府による出荷制限指示が行われた(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(5月17日現在))ほか、周辺都県においても放射性物質が検出されている</li> <li>➤ また、暫定許容値を超える粗飼料が確認されたのは、上記のほか、岩手県、宮城県、埼玉県を含めた8県(5月19日現在)</li> </ul>
諸外国の輸入規制	なし	38ヶ国、地域において日本産食品の輸入停止、証明書の要求又は検査強化(5月18日時点)

# 農林水産業等をめぐるJCO事故と今回の事故との比較②

	JCO事故	今回の事故
指針等での取扱い		
空間的・品目的範囲	茨城県内で収穫される農産物及びこれに関連する営業で、広く県外を商圈とするもの	
時間的範囲	事故終息後、一般国民に周知されるために必要な合理的かつ相当な時間が経過した時点(平成11年11月末日)	
必要な資料	大量・迅速な処理を行うため、必要な範囲で統計的資料を併用することもやむを得ない	